

令和7年度 事業報告書



一般社団法人 福智町社会福祉連携協議会

福智町社福連

令和3年4月1日法人化

令和7年度 一般社団法人 福智町社会福祉連携協議会 事業報告

活動報告

令和7年度は、新型コロナやインフルエンザ等の影響が薄れ、ようやく日常を取り戻してきたところですが、社会経済における物価高騰の波は法人経営に大きな影響を与え、厳しい一年となりました。しかしながら、社福連においてはこの一年、地域課題や法人課題解決に向けて取り組むために事業の種をまいてまいりました。その一つが介護施設経営での入所者確保の課題に対して企業と協定を締結し企業の介護離職防止のための専用窓口となり、介護施設の利用者確保を行う介護BtoB協定事業をスタートさせました。現在13企業と協定を締結することができました。今後は相談体制の整備と利用者確保への情報提供を協定企業へ定期的に行ってまいります。近年頻発する災害等の有事に備え、要配慮者への専門的支援となる災害時派遣福祉チーム（DWAT）の継続した研修会を開催いたしました。また、今年度も引き続き介護職員初任者研修を実施し、社福連会員の専門職の方々に講師として協力をいただき16名の受講生を終了させることができました。一昨年度から実施しています法人後見事業も順調に進んでおり、現在は4名の支援ですが今後増加していくことが予想されます。今年度初めて総会終了時に、認知症を理解していただくため「オレンジ・ランプ」の一般上映会を開催し盛況に終わりました。さらに、合同で接遇研修会を開催し28名の受講者が職員としての心構えを学びました。公益的な取り組みとして設立当初から行っている6事業についても状況に対応しながら継続して進めてまいりました。コロナ禍における生活困窮者の増加に伴い事業を発足させたフードバンク・フードファミリーにおいては、昨今の物価高騰による影響もあり、受取件数84件、提供件数64件となり生活困窮者にとって貴重な事業となってまいりました。今年度から取組みを進めています不登校生の就労学習支援事業の実施に向けて西田川高校とその可能性について協議を行いました。令和8年度は受入れ体制を整え実施してまいります。事務の共同化においては、合同の求人募集のチラシを年4回発行し、町内に全戸配布を行い会員の事業所・施設の人材確保につなげてまいりました。また、今年度も書類の合同処分を行い、300個を超える段ボールのリサイクル処分を行いました。さらに、昨年に引き続き合同の虐待防止研修会を開催し66名の参加がありました。電力割引交渉については以前厳しい状況にありながらも、九州電力に交渉を続けてまいりました。令和8年度は、新電力や中国電力と比較し交渉を続けてまいります。また、今年度は福岡県の外国人介護人材確保強化補助金の助成を受けて、インドネシアのLPK（送り出し機関）2校（カルニアデワタ、LINK）と現地において連携協定を締結し、優秀な外国人介護人材の受入れルートを構築することができました。福智町社福連の取組について、厚生労働省をはじめ静岡県、岩手県他県からも取組み紹介があるなど活動が評価されていますが、まだまだ課題は多くあり、真に地域で認知された団体となるよう26法人の福智町社福連会員で支え合いながら、地域福祉の推進の中核として地域づくりにそして各会員法人の経営メリットとなるよう取組みを進めてまいりますので、今後とも福智町社福連の活動にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月

一般社団法人 福智町社会福祉連携協議会
会 長 芦 馬 謙 二

福智町社福連7事業&ふくおかライフレスキュー事業&ホームページ

1 地域交流活動提供事業

目 的

地域に点在する施設において行う行事を地域の繋ぎの再生の場として捉え、特に繋ぎの薄い孤立者・引きこもり・障害（児）・高齢者、及び要支援者と地域住民の交流の場を提供し、あわせて施設や事業所の地域交流の促進を行います。

内 容

- ①各事業所で開催される行事の1つを地域住民の交流活動の場として開催
- ②交流活動行事の町、カレンダー作成と町民への周知
- ③行事を通じて地域住民の繋がり強化へ

活動実績

今年度も今田引きずっている新型コロナ及びインフルエンザの影響により地域交流活動提供事業については、感染予防の観点から行いませんでした。今後はこの事業の継続について協議していきます。



2 地域に身近な福祉相談窓口連携事業

32 施設・事業所に相談窓口設置

目 的

それぞれ人は大小悩みを抱えており、その解決の糸口を見いだせず自殺に追い込まれた例も少なくありません。地域に点在する施設や事業所に地域に身近な相談窓口を設置し、一次相談窓口として生活困窮者や認知症など地域の要支援者の相談又はその要支援者への支援について相談を受けるとともに、ゲートキーパーとしての役割を担います。また、相談内容に応じて他施設や関係機関へつなげ社福連を中心とした相談支援ネットワークの構築を図っていきます。

内 容

- ①各施設に「地域に身近な福祉相談窓口」を設置する。
その対応については各施設の職員により対応する。
- ②相談を受けた内容により、他施設や関係機関につなげる。
(一次的相談窓口機能)
- ③適切なつながりがスムーズにできるように、社福連を中心とした相談支援ネットワークを構築する。
- ④社会資源リスト及び相談窓口の手引きの活用

活動実績

設置窓口において、それぞれ対応。

広報が行き届いてないことがあり、相談窓口の広報を社協情報きずなに掲載。また、相談窓口の連携が必要。また、相談があっても相談の実績が上がってきていないことがある。

令和8年度は、相談窓口の在り方について再度検討する。



3 要支援者サポーター養成事業

目 的

今、認知症の方や身体障害者の方また精神障害者の方などの要支援者が地域において普通に暮らせる社会が求められ、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂：要支援者を地域からはじき出すのではなく地域で包含しそれが当たり前である社会）による取り組みの重要性が叫ばれています。そのためには、地域で要支援者を支える又は理解するサポーターを多く作り出すことが必要です。そのサポーターの養成を地域ごとに進め支援していきます。

内 容

- ①地域における要支援者（認知症、身体障害者、精神障害者など）を地域でサポートする体制を作り出すために、それぞれの状況に対応できる（又は理解する）サポーターの養成研修会を地域において実施する。
- ②サポーター養成事業の年間計画を立て、実施施設や実施日の設定、各施設からの職員による講師候補や企画職員、進行役職員などの役割分担を行い計画化し実行する。
- ③広報活動や各施設の近隣の地域住民に声掛けし参加を促し実施する。

活動実績

今年度は、認知症サポーター養成講座は包括を中心に実施。

子育てサポーター養成講座は社協主導で実施。障がい者サポーター養成講座は未実施

認知症サポーター：オレンジリング

障害者サポーター：ブルーリング

子育てサポーター：ホワイトリング



4 子どもの居場所づくり支援事業

目 的

子どもの学力の向上に対する取り組みの中で、特に不登校やひとり親家庭に対する学習機会の確保が課題となっています。また、生活困窮世帯、ひとり親家庭や不登校児を中心に子どもの居場所づくりの必要性が叫ばれており、居場所づくり（子ども食堂含む）、交流活動、学習支援を法人の施設内で行うとともに、入所者との交流も行いながら子どもたちの健全な育成を支援していきます。

内 容

- ①ひとり親家庭や閉じこもり傾向にある児童等を施設の一室を利用し、居場所づくりを行う。
- ②学校と施設利用者との交流活動を行い、学習意欲を高めるような取組もあわせて行う。モデル的に実施し支援。
- ③地域における子ども食堂を支援する。

活動実績

今年度も、新型コロナ、インフルエンザの影響以降、施設内での取り組みは行わず、既存の地域食堂や子ども食堂に対する支援をフードバンクの取り組みと併せて実施。



5 災害時要援護者等支援事業

目的

近年は大規模災害が所かまわず発生しているのが現状です。福智町でも福智山活断層があり、未曾有の大災害が発生しないとも限りません。福智町に点在する各施設の機能を生かし、安全と認められた地域の施設を福智町と協定を結び、近隣の生活避難所として指定し、被災住民の安全と生活について支援を行います。また、被災した会員施設への会員間支援の取組みも行っています。

内容

- ①災害時に生活避難所として活用する計画を福智町と協定し支援する
- ②災害時における地域住民の日常生活が継続できるよう避難所等への支援を行う。
- ③避難が必要であり、介護が必要な要支援者への受入れと対応を行う。
- ④会員の被災施設への会員間相互支援を行う。



活動実績

昨年度結成した「災害福祉支援チーム（福智DWA T）」4チーム20名の専門職の方を対象に継続した支援が可能になるようスキルアップ研修会を開催いたしました。

6 地域パトロール推進事業

目的

地域の要支援者の見守りは、地域で行うのが最も有効的ですが、地域によっては見守り活動が成り立たない地域も存在します。そのためアウトリーチによる訪問活動が必要です。各施設で地域を回る業務の中で気づいたことを事務局へ情報提供します。特に要援護高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに見守りや支援活動を行います。

内容

- ①会員がハイリスクの高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに対して各施設の送迎等で地域を巡回する際に、見守りパトロールを合わせて行う。
- ②見守りマニュアルに基づき実施するとともに「気づきリスト」を活用し常に見守りのアンテナ張り実施。

活動実績

活動車両に見守り活動中の磁気ステッカーを張って、地域パトロールを上記内容で継続して実施し、地域の見守り活動に取り組みました。また、「福智町高齢者等SOSネットワーク」と連携した取り組みを行いました。



7 フードバンク及びフードファミリーの実施

公益的な取組の一環として、生活困窮者や子ども食堂等への支援を行うために試験的に実施

種 別	フードバンク	フードファミリー
提供いただける食材	保存期間が6ヶ月以上ある食材	保存期間が概ね1週間以上ある食材
食材提供の受付	常時受付	必要時に登録会員にお知らせ
食材等の保管	福智町社会福祉協議会で保管	必要時に登録会員より提供
メリット	・在庫がある為迅速に提供できる。	・提供いただける食材の幅が広がる ・必要なものをダイレクトにお願いできる。(指定が可能) ・食材を保管しなくてよい。 ・提供する側の充実感がある
デメリット	随時出てくる保存期限切れの食材の対応	食材のチェック

令和7年度実績：食材等寄付件数 84件

食材提供件数 64件

8 ふくおかライフレスキュー事業

生活困窮者の命と生活を守る**伴走型支援** 10法人 13事業所 サポーター22人

「今日明日食べるものがない」「電気・ガス・水道が止められた」「失業した」「介護、障害の悩みがある」

「虐待やDVを受けている」など、地域で暮らす様々な方からの相談に、各施設に配置されたサポーターが実際に現場に行き、自分の目と耳で確認しながら対応し、各種制度やサービスに繋ぐ等、生活が安定するまでの支援を行います。また、緊急の場合は、食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物給付）も行います。



ライフレスキュー支援：1件（支援合計 50,222 円）

9 福智町社福連専用ホームページ

ホームページの求人専用ページから、求人情報が自由に閲覧できます。

また、フードファミリー事業のページから、QRコードから登録も可能です。

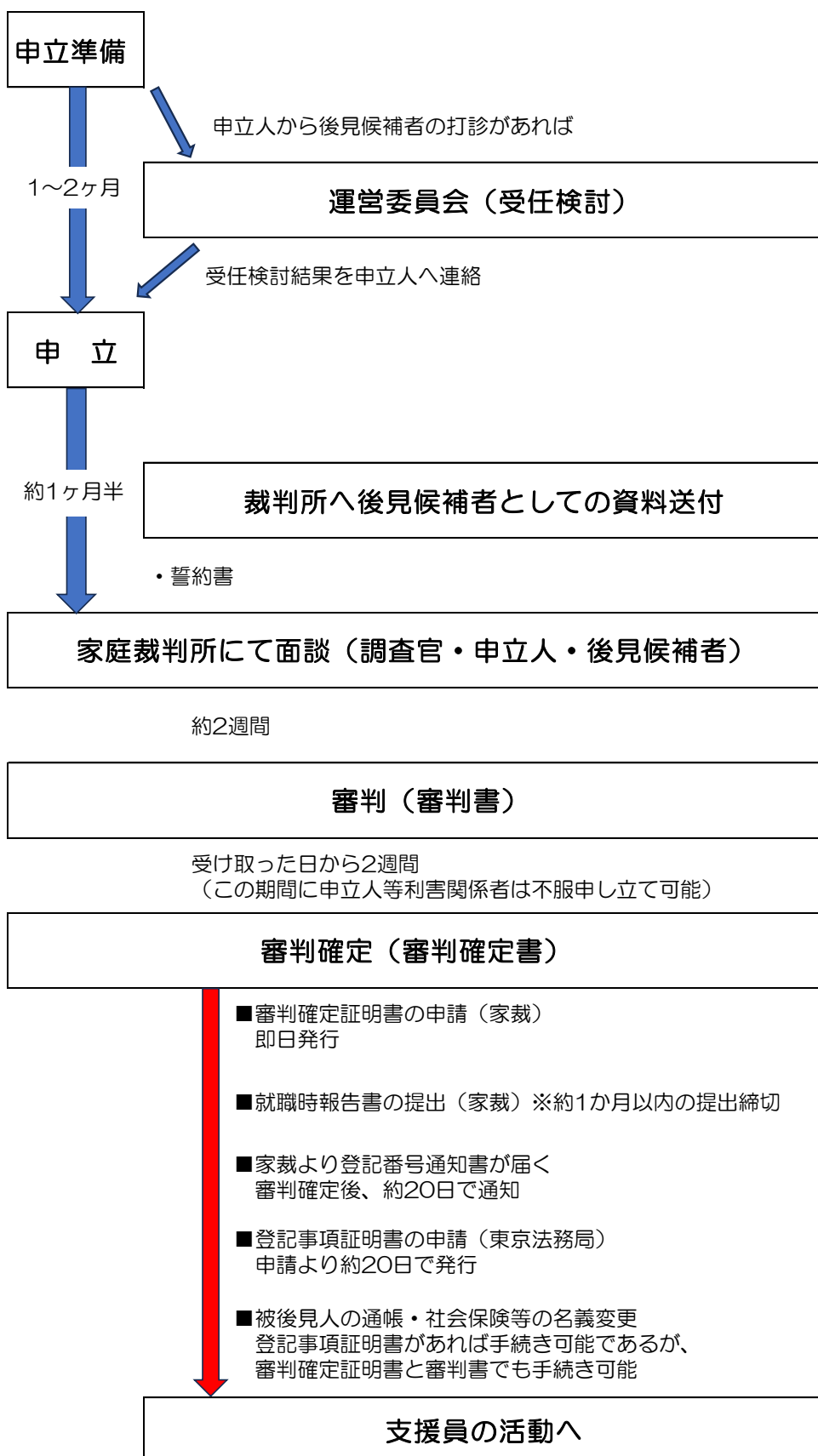


10 法人後見事業の開始

受任件数 4件

申立人

福智町社会福祉連携協議会法人後見事業

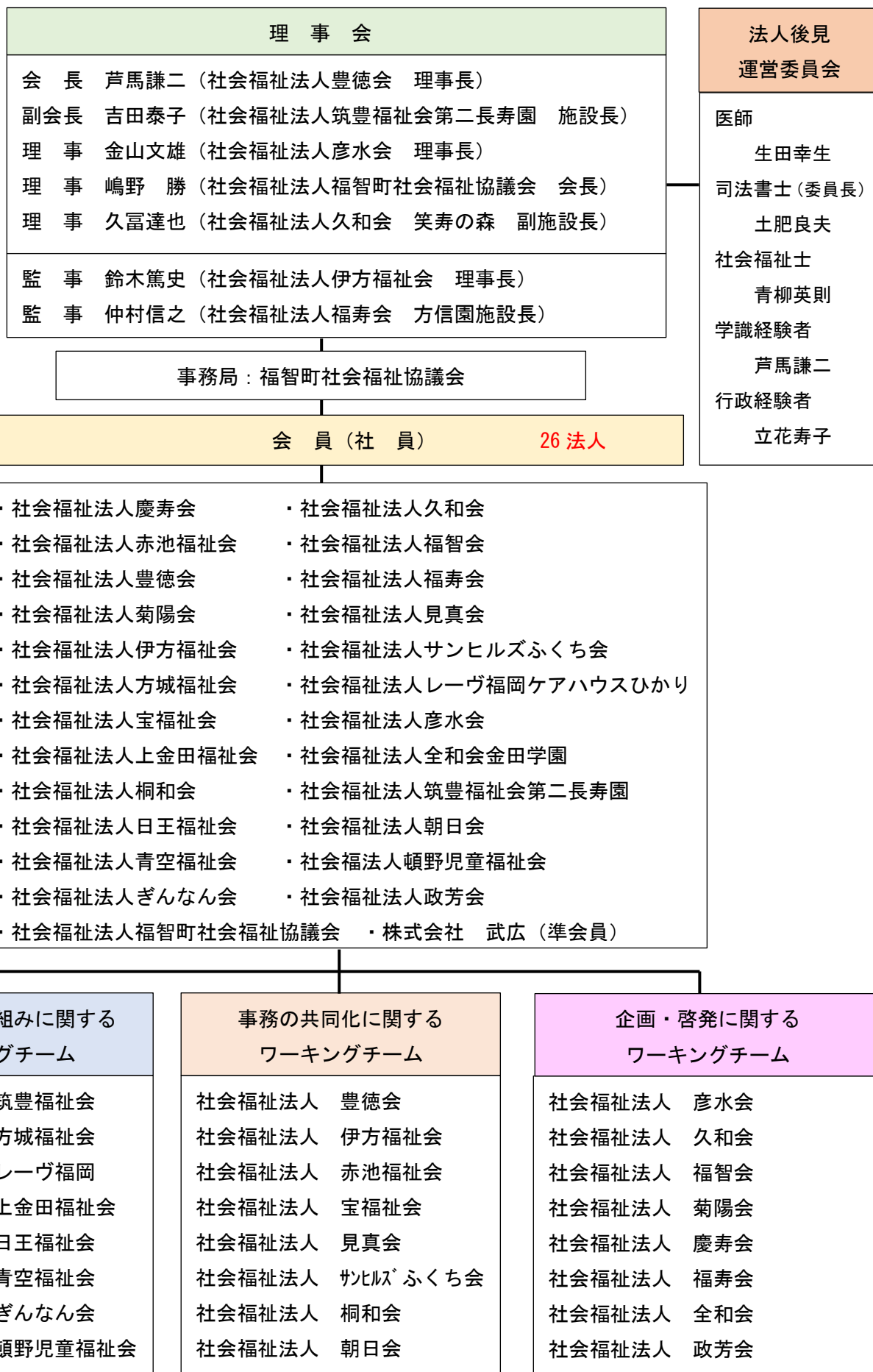


地域における公益的な取組み一覧表

事業名	開始期日	事業の概要	今年度の実施状況
地域交流活動提供事業	平成 30 年 8 月	交流の場を提供できるイベントの案内 (全戸配布)	新型コロナ以降、地域交流活動は未実施
福祉相談窓口連携事業	令和 2 年 1 月	施設、事業所という身近な地域で相談を受けつけ、助言又は関係機関等につなぐ一次相談窓口を設置する。	継続して実施中 社協情報紙きずなへ相談窓口について掲載
要支援者サポーター養成事業	令和 2 年 9 月	認知症や障害者等の要支援者を支える又は理解するサポーターを地域で養成する。	令和 7 年度は、認知症サポーター養成講座を地域包括が中心に実施
子ども学習支援事業	令和 2 年 10 月	交流事業を金田小（第 2 長寿園）弁城小（福智園）個別実施、将来的に拡大。特定地域で行う朝の子ども食堂への企画実施支援。	子ども食堂及び地域食堂への食材等支援に転換。 ①板屋地域食堂 ②日王の湯子ども食堂 ③西田川子ども食堂 ④むかご食堂
災害時要援護者等支援事業	平成 29 年 12 月	平成 29 年 12 月町と災害時支援協定締結。会員間の連携支援を明文化。災害時要援護者支援。	災害福祉支援チーム（福智 DWA T）4 チーム結成し、スキルアップ研修を実施。
地域パトロール推進事業	令和元年 11 月	地域に出向いていく日常業務（送迎等）の中で、地域における要支援者の見守り活動を行う。	継続して実施中 福智町高齢者等 S O S ネットワークとの連携がカギ
フードバンク・フードファミリー事業	令和 2 年 6 月	生活困窮世帯に対して、寄付でいただいた食材を提供する事業	物価高騰もあり、生活困窮者支援に必要な事業へと成長
法人後見事業	令和 5 年 10 月	法人が後見人となり、専門員を配置し、後見支援員が直接的な支援を行う。	受任件数 4 件 運営委員会も組織化し順調に実施

第3期 一般社団法人 福智町社会福祉連携協議会組織図

(第2期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)



福智町社福連事務の共同化についての取組み

1 共同購入

共同で購入したほうが良い介護用品や消耗品等をリストアップし、業者選定及び交渉の上会
員へ情報提供できるよう取り組みを検討。

次年度以降共同購入品目の検討 候補：おむつ

2 合同人材募集

個別ではなかなか確保することが難しい福祉業界での人材難を
解消する方法の一つとして、合同による人材募集を行い、事務の
効率化と効果の向上を行う。

各会員法人より募集内容を集約し合同の求人チラシを作成

・町内世帯への求人チラシの全戸配布（約 8,200 世帯）

第 1 回目募集（令和 7 年 4 月実施）

第 2 回目募集（令和 7 年 7 月実施）

第 3 回目募集（令和 7 年 10 月実施）

第 4 回目募集（令和 8 年 1 月実施）



3 個人情報を含む書類の合同処分及びリサイクル活用の取組み

保存年月の過ぎた個人情報を含む書類の破棄は、
比較的手間がかかります。事務作業の手間を省き、
個人情報が守られ確実に溶解処理し、また合同で
行うことにより 1 個当たりの処分料金のコストダ
ウンが可能となるとともに、廃棄物のリサイクル
による環境保全にも貢献する取り組みです。

令和 7 年 10 月 15 日実施

○処分数（実績）

270箱 重量 4,190 キロ 1箱 300 円

トイレットペーパーに 32,835 個相当にリサイクル



令和 8 年度も 10 月に実施予定です。

4 経費節減に関わる合同電力割引交渉

各法人の経費の削減について、九州電力による高圧電力契約施設における割引交渉を行い、「大規模特約割引契約」を実現し、その後低電圧について交渉開始

○令和3年4月から高圧電力契約をしている14の施設で「大規模特約割引契約」が実施され14の施設で契約が締結されました。

契約施設 14

年間割引合計額（前年度ベース）社福連全体で約1,500万円

令和4年度までは割引率にて再契約。

令和5年度以降の割引は社会情勢からみて難しいとの九州電力の回答、現在大規模特約はすべて停止している状況。令和7年度から改めて交渉開始。

5 外国人介護人材確保基盤整備事業

(インドネシア LPKカルニアデワタ)

社会福祉法人の運営する介護施設・事業所の介護労働者不足は喫緊の課題です。

将来を見通してグローバルな視点から外国人介護人材の活用における安心安全な受入れ体制づくりを進めています。

各法人、施設において特定技能及び技能実習生の採用を可能な限り積極的な取組を進めるため

福岡県の介護人材確保強化補助金を活用し、管理団体の九州アジア産業支援協働組合と連携してインドネシアを訪問。インドネシアバリのLPKカルニアデワタとLPK LINKの2校と連携協定を締結し、優秀な外国人介護人材に確保に向けてルートを構築した。

現地で学習支援を行うとともに、ZOOMによる定期的な情報交換が行えるよう2校に専用端末を配置した。また、日本の介護に関するテキストを渡して、学習効果を上げる取り組みも行った。



6 接遇合同研修会の開催

中間管理職として上級管理職とのフォローアップと後輩の育成において必要な組織のエンゲージメント強化を図るとともに、目的意識をもち考動することの重要性和経営を意識した組織のブランディングを目指すミドルポジション合同研修会を開催。
経営思考から業績に貢献し、職場をリードする社員の育成を図り、5年目以降の中堅職員の成長をさらに加速させて行きます。

開催日時

令和7年6月2日（月）に開催。

13:00～17:00 まで

講 師

講師：麻生教育サービス株式会社 教務アドバイザー 釘崎 由香里

内 容：オリエンテーション

1. プロフェッショナルとして働く
2. 接遇マナーの基本
3. 組織コミュニケーション
4. まとめ

対 象：入職3年未満の職員



7 虐待防止研修会

日 時：2025年2月7日（金）13:30～15:00（90分）

会 場：福智町公民館金田分館一階集会室

テーマ：虐待防止のための福祉職員に求められる役割と対応に関する研修会

講 師：公益社団法人福岡県社会福祉士会 安田征司

内 容：1 虐待の定義について等講義

2 個人ワーク

3 グループワーク

参加者数：16 法人 66 人



福智町社福連その他の取組み

1 一般社団法人外交的活動

- ・令和3年4月1日 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会 設立
- ・現在 26 法人加入（加入率 100%）。
- ・静岡県社会福祉協議会より法人ネットワーク担当者研修事例発表
令和7年7月22日（火） 13：30～
静岡県の社会福祉法人対象に活動を紹介（zoom）
- ・東洋大学大学院研究ヒアリング
令和7年9月3日（水）10：30～ 2名来町
- ・厚生労働省社会福祉推進事業連携協働化ヒアリング
令和7年10月6日（月） 10：00～ 2名来町＋（zoom）
- ・高知県庁長寿社会課視察視察来町
令和7年10月17日（金） 15：00～ 職員2名来町
- ・北海道羊蹄山麓町村会正副議長会視察来町
令和7年10月21日（火） 13：00～ 20名来町
- ・糸島市社会福祉協議会ライフレスキュー糸島地区連絡会視察来町
令和7年10月27日（金）13：30～ 9名来町
- ・厚生労働省保健健康増進等事業ヒアリング
令和7年12月1日（月）15：00～ NTT データ 2名来町＋（zoom）
- ・静岡県磐田市社会福祉連携法人への事例紹介
令和7年12月15日（月）13：30～ （zoom 中野）
- ・岩手県社会福祉協議会より講師派遣依頼
令和8年2月13日（12日～14日）
岩手県盛岡市にて法人連携について芦馬会長、中野講演
- ・全国社会福祉協議会オンラインサロン
令和8年2月27日（金）14：00～ オンラインで事例紹介（zoom 中野）



2 赤い羽根自販機設置推奨事業

令和7年度設置件数 合計27台設置

3 介護職員初任者研修事業（介護職員養成研修）

令和7年10月21日～令和7年12月11日
（毎週火曜日・木曜日の全16日間：実習含む）
修了生 16人



4 地域食堂

地域食堂を運営や食材補助などを支援。板屋地域食堂は社会福祉協議会が企画運営、むかご食堂は頓野児童福祉会が福智中央保育園で実施

①板屋地域食堂 ②日王の湯子ども食堂 ③西田川子ども食堂 ④むかご食堂

5 福智DWA T養成・フォローアップ研修会

【目的】

熊本地震から9年が経過し、能登半島地震から1年が経過しました。近年大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、福岡県内においても平成29年から6年連続で豪雨災害等が発生し、甚大な被害をもたらしています。このような状況の中、福智町社福連では、地域における公益的な取組の一環として、災害派遣福祉チーム（DWA T）を組織し、災害時に避難所等で発生する様々な福祉ニーズへ対応できるよう備えていきたいと考えており、昨年度本研修開催し4チームを結成することができました。災害時にいつでも対応できるよう日頃から訓練や連携を密にしておく必要があるため、結成したチーム員を中心に知識と技術を習得確認するために開催しました。

【概要】

日時：令和7年6月27日（金）

1部 11:00～12:00 2部 13:30～16:30

会場：福智町公民館金田分館1階集会室

講師：福岡県社会福祉協議会 災害福祉支援センター 所長 藤本 博昭氏

社会福祉法人朝老園 理事長 今村 順氏

社会福祉法人朝老園 被災地支援担当 永田 奈緒氏

内容：開会式

【1部】

1. 事務局説明「災害派遣福祉チームの役割について」
2. 活動事例報告「支援活動の振り返り～支援現場でチーム員に求められること」

【2部】

3. 講義・演習①「DWA Tについての振り返りと、説明訓練」
4. 演習②「DWA Tアセスメント訓練」

閉会式

対象：社福連会員職員（1部2部 新規参加者 2部 福智DWA Tチーム員）

参加費：無料

【参加人数】

10法人 15名



令和7年度社福連会議等実績

期日	会場	行事・会議名	内容
令和7年4月22日	福智町金田社会福祉センター2階	第1回理事会	総会の開催について WAM助成について 法人後見事業の取組み経過報告について、ふくおかライフレスキューについて、不登校生の就労学習支援について、接遇向上研修会について、赤い羽根自販機について、福智町DWATについて
令和7年5月13日	福智町金田社会福祉センター2階	第2回理事会	総会の開催について 法人後見事業の取組み経過報告について、ふくおかライフレスキューについて、不登校生の就労支援学習について、福智町DWAT活動について、介護B to B協定について、赤い羽根自販機について
令和7年5月23日	福智町公民館金田分館	第1回総会	令和6年度事業報告、決算報告及び監査報告、令和7年度補正予算(案)について、「オレンジ・ランプ」上映会
令和7年5月30日	西田川高校	不登校生の就労学習支援	嶋野理事、吉田副会長、事務局で訪問し、不登校生の就労学習支援について協議 西田川高校、大串校長、北先生、池永先生
令和7年6月2日	福智町公民館金田分館	接遇向上研修会	講師 釘崎由香里氏（麻生教育サービス株式会社）、25名参加
令和7年6月12日	福智町金田社会福祉センター2階	第3回理事会	総会の報告について、法人後見事業の取組み経過報告について、ふくおかライフレスキューについて、子ど

			も食堂の取組みについて、 接遇向上研修会開催報告に ついて、赤い羽根自販機に ついて
令和7年6月27日	福智町公民館金田分館	福智町DWA T 養 成・フォローアップ 研修	講師 福岡県社会福祉協議 会 災害福祉支援センター 所長 藤本 博昭氏、社会福 法人 朝老園 理事長 今村 順氏、社会福祉法人 朝老園 被災地支援担当 永田 奈緒 氏、参加人数 15 名
令和7年7月7日	福智町金田社会福祉セ ンター2 階	第4回理事会	法人後見事業の取組み経過 報告について、ふくおかラ イフレスキューについて、 福智町DWA T 研修会開催 報告について、介護職員初 任者研修の開催について、 赤い羽根自販機について
令和7年7月22日	福智町金田社会福祉セ ンター2 階	静岡県社会福祉協議 会の依頼による事例 発表	社会福祉法人ネットワーク 事業担当者会議において、 静岡県内の社会福祉法人施 設を対象に福智町の活動の 取組みをWEBで紹介する
令和7年8月5日	福智町金田社会福祉セ ンター2 階	第5回理事会	準会員審査について、法人 後見事業の取組み経過報告 について、ふくおかライフ レスキューとフードバンク 実績について、B t o B 協 定事業展開について、外国 人介護人材確保強化補助金 交付申請及び事業の推進に ついて、赤い羽根自販機に ついて
令和7年9月3日	福智町金田社会福祉セ ンター	東洋大学大学院/立 正大学社会福祉学部 によるヒアリング	東洋大学大学院/立正大学 社会福祉学部助教による研 究調査のためのヒアリング

令和7年9月11日	福智町金田社会福祉センター2階	第6回理事会	法人後見事業の取組み経過報告について、ふくおかライフレスキューとフードバンク実績について、子ども食堂の取組みについて、赤い羽根自販機について
令和7年10月6日	福智町金田社会福祉センター	厚生労働省社会福祉推進事業連携協働化ヒアリング	介護事業所における協働化等による職場環境改善の効果検証等に関する調査研究事業についてのWEBヒアリング
令和7年10月7日	福智町金田社会福祉センター2階	第7回理事会	第2回補正予算(案)について、法人後見事業の取組み経過報告について、ふくおかライフレスキューとフードバンク実績について、書類の合同処分について、赤い羽根自販機について
令和7年10月17日	福智町金田社会福祉センター	高知県庁長寿社会課の依頼による視察、事例発表	福智町の社会福祉法人間の協働化の取組内容、経緯、成果、課題などの説明、質疑応答、意見交換をする。2名参加
令和7年10月21日	福智町中央公民館金田分館	北海道羊蹄山麓町村議会正副議長会の依頼による視察、事例発表	福智町の社会福祉法人による連携強化の取組みについての説明、質疑応答、意見交換をする。21名参加
令和7年10月24日	福智町金田社会福祉センター	糸島市社会福祉協議会の依頼による視察、事例発表	福智町の社会福祉法人による連携強化の取組みについての説明、質疑応答、意見交換をする。糸島市社協職員3名、ライフレスキュー糸島地区連絡会15名参加
令和7年11月11日 ～11月16日	インドネシア バリ	外国人介護人材確保強化事業	現地訪問し、LPK カルニアデワタ、LPK LINKの2校と連携協定を締結する。

令和7年11月20日	福智町金田社会福祉センター2階	第8回理事会	法人後見事業の取組み経過報告について、ふくおかライフレスキューとフードバンク実績について、外国人介護人材確保強化補助金事業の推進について（連携協定締結）、赤い羽根自販機について
令和7年12月1日	福智町金田社会福祉センター2階	厚生労働省ヒアリング調査	厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護事業所における協働化等による職場環境改善の効果検証等に関する調査研究事業」におけるWEBヒアリング調査（調査担当：株式会社NTTデータ経営研究所）
令和7年12月15日	福智町金田社会福祉センター	静岡県磐田市社会福祉連携の依頼による事例発表	福智町の社会福祉法人による連携強化の取組みについての説明、質疑応答、意見交換をWEBでする
令和7年12月17日	福智町金田社会福祉センター2階	第9回理事会	法人後見事業の取組み経過報告について、ふくおかライフレスキューとフードバンク実績について、介護BtoB協定事業展開について、赤い羽根自販機について、虐待研修会の開催について
令和8年1月20日	福智町金田社会福祉センター2階	第10回理事会	インドネシアのLPKカルニアデワタとZOOM交流、総会について、法人後見事業の取組み経過報告について、ふくおかライフレスキューとフードバンク実績について、介護BtoB協定事業展開について、赤い羽根自販機について、虐待研修会の開催について

令和 8 年 2 月 6 日	福智町金田分館	令和 7 年度虐待防止 研修会	講師：公益社団法人 福岡県 社会福祉会 稲富 江美氏
令和 8 年 2 月 13 日	岩手県盛岡八幡宮	岩手県社会福祉協議 会からの依頼による 講演	福智町の法人間連携の成り 立ちと取組みの概要等の講 演、討議
令和 8 年 2 月 19 日	福智町金田社会福祉セ ンター2 階	第 11 回理事会	インドネシアの L P K L I N K と Z O O M 交流、法 人後見事業の取組み経過報 告について、ふくおかライ フレスキューとフードバン ク実績について、虐待研修 会の開催報告について、赤 い羽根自販機について、合 同接遇研修会の開催につい て
令和 8 年 2 月 27 日	福智町金田社会福祉セ ンター	全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 オンラインサロン	地域での介護サービス提供 継続をめざした取組み（Z O O M ミーティング）
令和 8 年 3 月 13 日	福智町中央公民館金田 分館	第 2 回総会	令和 8 年度補正予算（案）、事 業計画（案）、予算（案）に ついて、西田川高等学校に よる「不登校の現状と対応 について」講演
令和 8 年 3 月 19 日	福智町金田社会福祉セ ンター2 階	第 12 回理事会	総会について、法人後見事 業の取組み経過報告につ て、ふくおかライフレスキ ューとフードバンク実績に ついて、B t o B 協定事業 展開について、外国人介護 人材確保強化補助金事業の 報告書について、赤い羽根 自販機について

- ・ 総会 & 研修会 2 回
- ・ 理事会 12 回
- ・ 赤い羽根自販機等設置推進 設置数：町内 23 台、町外 3 台（令和 8 年 3 月 31 日現在）

法人後見（社福連）

■受任および相談件数

令和7年3月31日現在 受任件数 4件

	類型	審判確定	住所地
30代男性	後見	令和6年1月	福智町
50代男性	後見	令和6年3月	福智町
50代女性	後見	令和6年8月	福智町
50代男性	保佐	令和6年9月	飯塚市

令和7年度相談件数 1件（内訳：申立についての相談 1件）

■外部委員会の出席

- ・成年後見のあり方検討会（県社協）

【委員】大学准教授、福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、福岡県社会福祉士会
県内4社協（市社協2、町社協2）

【開催場所】クローバープラザ

会議日時	内容	出欠
令和7年7月18日（金）	・法人後見立ち上げにあたっての課題等 ・法人後見養成研修の実施に向けて	出席
令和7年9月18日（木）	・研修開催にあたってのアンケート結果について ・法人後見養成研修の実施に向けて ・立上げ支援について	出席
令和7年12月9日（火）	・法人後見養成研修の実施に向けて ・立上げ支援について	出席
令和8年2月27日（金）		欠席

- ・福智町成年後見制度中核機関運営協議会

【委員】大学准教授、県社会福祉士会、県弁護士会、県司法書士会、
地域包括支援センター、社会福祉協議会

【開催場所】福智町役場

会議日時	内容	出欠
令和7年6月25日（水）	・福智町の現状と取り組みについて ・福智町中核機関運営協議会の協議内容と今後のスケジュールについて	出席
令和8年2月9日（月）	・相談対応について ・成年後見制度利用促進計画について ・令和8年度福智町成年後見制度利用促進に係る中核機関事業計画について	出席

介護B to B協定事業

介護BtoB協定 契約企業一覧					
No.	契約日	会社名	住所	電話番号	事業内容
1	2025/10/27	株式会社九州標識	飯塚市伊川294番地	0948-24-1712	道路標識製造業
2	2025/10/28	株式会社宇喜多工業	直方市大字植木1032番地3	0949-23-0150	解体業
3	2025/10/28	株式会社BIGBORN	八幡西区星ヶ丘1丁目14番15号	0949-28-7227	産廃業
4	2025/10/16	生田川通商株式会社	田川郡福智町赤池474番地99	0947-28-4550	運送業
5	2025/11/4	株式会社アイエム特基	田川市大字弓削田171-19	0947-44-6700	建設業
6	2025/11/4	立石紙工株式会社	北九州市八幡西区築地町20-33	093-641-3561	紙管、段ボール製造業
7	2025/12/1	福智町商工会	田川郡福智町赤池968番地	0947-28-5055	商工会
8	2025/12/18	高熱炉工業株式会社	田川市大字夏吉2667-6	0947-45-6022	金属熱処理業
9	2025/12/23	やまと産業株式会社	直方市大字中泉字犬田977-12	0949-24-6675	形鋼曲げ加工業
10	2026/3/11	株式会社門倉剪断工業	鞍手郡鞍手町大字木月2037番地の4	0949-42-5511	切板加工販売
11	2026/3/23	株式会社勁草システック	北九州市小倉南区守恒本町1-4-12-201	092-262-2222	コンサルティング業
12	2026/3/26	株式会社佐々木総研	北九州市八幡東区石坪町10-13	093-651-5533	税務会計コンサルティング業
13	2026/4/1	長州産業株式会社 九州工場	宮若市本城1592-47	0949-32-1031	エネルギー機器事業
1	2026/3/26 決裁待ち	トヨタ自動車九州株式会社	宮若市上有木1番地	0949-32-5151	自動車製造業

介護BtoB協定契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と一般社団法人福智町社会福祉連携協議会（以下、「乙」という。）は、以下のとおり介護BtoB協定契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の目的）

甲は、福利厚生の一環として、社員に対して介護負担の軽減を図るとともに、介護離職をなくすために介護相談等の業務を乙に委託する。乙は、介護相談等を受けるとともに必要に応じて乙会員施設への入所を支援する。

第2条（業務の内容）

乙は、甲及び甲の社員に対して以下の支援を行うものとする。

- ①甲の社員への介護に関する相談支援
- ②甲の社員及び家族への乙会員施設入所への優先的な紹介
- ③乙会員施設の見学会へのご案内
- ④甲の社員及び家族の入所までの一貫した相談支援
- ⑤甲の要望による社員に対しての介護に関する講座の支援

第3条（委託者の責務）

- 1 甲は、乙が行う介護相談等の業務について、社員への広報など情報提供を行わなければならない。
- 2 甲は、乙の介護相談等の業務がスムーズに行えるよう施設提供等協力しなければならない。
- 3 甲は、希望する社員を募る等乙会員施設への見学会の実施に協力しなければならない。

第4条（受託者の責務）

- 1 乙は、本件業務を、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。
- 2 乙は、甲からの求めがある場合には、本件業務の進行状況、その他本件業務に対して甲が報告を求める事項に関して、甲に報告しなければならない。

第5条（業務委託料）

本件業務の人的対価は、無償とする。

第6条（実費負担）

本件業務の遂行に伴う甲及び甲の社員にかかる交通費、食費その他の諸経費等の実費が伴うものについては、甲又は甲の社員の負担とする。

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。
- 2 本契約の期間満了の2か月前までに、いずれの本契約当事者からも書面による何らの意思表示もない場合、本契約は同じ条件でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第8条（中途解約）

本契約期間中においても、甲又は乙は、3か月以上の予告期間をもって書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

第9条（再委託の禁止）

- 1 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。
- 2 前項の承諾を得て乙が第三者に本件業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、乙は当該第三者と

の間で再委託に係る契約を書面により締結しなければならない。

- 3 乙は再委託先を管理監督するとともに、それらの業務の実施に係る一切の行為に関して、乙がしたものと同一く取り扱う。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約締結の事実、及び本契約に関して又は本件業務遂行上知り得た相手方の技術上、営業上及びその他の情報で相手方が秘密と指定したもの（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に利用してはならない。
- 2 前項の義務は、本契約期間中のみならず、本契約終了後も存続するものとする。

第11条（解除）

甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときには、本契約を解除することができる。

第12条（損害賠償の請求）

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償しなければならない。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ、自己及び自己の役員並びに本件業務に従事する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明及び保証する。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、及び威力・偽計により相手方の業務を妨害する行為をしてはならない。
- 3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合であっても、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
- 4 前項の規定に基づき解除がなされた場合、解除をした当事者は、相手方に対して、解除により生じる一切の損害について賠償する責任を負わない。

第14条（権利譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約及び本契約に関して取得した権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

第15条（紛争解決）

本契約に関して紛争が生じた場合、双方は誠意をもって協議し解決するものとする。解決が困難な場合は、被告となる甲又は乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第16条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈上の疑義については、甲・乙協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲・乙各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲：

乙：福岡県田川郡福智町金田1154-2

福智町金田社会福祉センター内

一般社団法人 福智町社会福祉連携協議会

会 長 芦 馬 謙 二

福岡県外国人介護人材確保強化事業報告書			
		法人グループ名：一般社団法人福智町社会福祉連携協議会	
【外国人介護人材確保強化事業】			
(１) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集			
方法等	実施時期	内 容	
集合研修 講師：九州アジア 産業支援協働組合	令和7年10月7日	本事業の趣旨確認及び送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 講師：九州アジア産業支援協同組合 理事長 芦塚泰三 氏 場所：福智町社協大広間 参加者数：13名 現地市場、企画、プロモーション、受入促進、外国人サポートなどの活動を具体的に進めるための手法を、管理団体を通じて事前学習会を実施。あわせて、ターゲット外国人技能実習生に価値を提供し、福智町社福連の認知度を高め、労働意欲を促進しさせるための情報を収集し学びとするための研修会を開催した。	
	令和7年10月15日	現地インドネシアにおける人口・高齢化率・社会情勢等の知識の習得と視察スケジュール確認及びビザ申請 場所：福智町社協大広間 参加者数：12名 現地インドネシアの人口・高齢化率・社会情勢や日本との介護保険制度の比較さらに言語・文化・経済・生活様式などを事前に学習し介護の現状を事前に把握するために実施した。あわせて、ビザ申請の手続きを行った。	
	令和7年11月7日	現地視察における入国手続き及び税関手続き等の説明会 場所：福智町社協大広間 参加者数：12名 現地インドネシア入国に関し、スムーズな入国が可能になるよう、令和7年10月1日～変更になった入国に関する手続き（All Indonesia）の電子申請にかかる内容について説明会を行った。	
(２) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化			
方法等	実施時期	内 容	
現地日本語学校・介護学校との連携協定の締結	令和7年9月5日	現地職業訓練機関（LPK）2校と福智町社福連で送り出し受入等に関わる連携協定を締結する。締結に当たっては、福智町社福連と事前協議を行い、日本語とインドネシア語の併記による協定書を作成し協定を締結した。 L P K カルニアデワタとのZOOM事前調整会議 LPK LINKとの現地訪問におけるスケジュール等の確認と連携協定における内容を及び協定書の作成における打ち合わせ 場所：福智町社協大広間 参加者数：10名 協定内容を日本語とインドネシア語で作成し、双方で内容の確認を行った。 現地訪問時のスケジュールの確認や受け入れ態勢の確認及びLINK実習校の情報と現地環境などを確認した。	
	令和7年9月12日	L P K カルニアデワタとのZOOM事前調整会議 LPK カルニアデワタとの現地訪問におけるスケジュール等の確認と連携協定における内容を及び協定書の作成における打ち合わせ。 場所：福智町社協大広間 参加者数：11名 連携協定における内容について協議し、文面の確認を行った。さらに、カルニアデワタの姉妹校LPK KARUNIA DEWATA BALIの視察について追加することの確認と現地の状況を受け入れ態勢の確認などを行った。	
	令和7年11月12日 令和7年11月13日	L P K カルニアデワタ、L P K LINKと連携協定を締結 インドネシア現地においてL P K カルニアデワタと11月13日に福智町社福連と連携協定を締結、その後11月14日にL P K LINKと2校目の連携協定を締結した。 場所：カルニアデワタ会議室、LINK会議室 参加者数：13名	

(3) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動		
方法等	実施時期	内 容
○事前作業 施設ピーアール動画 と施設紹介パンフレット（インドネシア語）の作成 現地学校単位での説明会の開催及び採用の広報	令和7年10月1日 ～10月31日 令和7年11月12日	事前作業として福智町社福連をピーアールするためのビデオを作成、あわせて福智町の福祉施設を紹介するインドネシア語に訳したパンフレットを作成し現地での福智町に関する説明会への事前準備を行った。 外国人の雇用につなげるため、海外現地（インドネシア）の日本語学校を対象にした説明会を開催。あわせて今後の採用活動を継続していくために2校と連携協定を締結するとともに継続した情報交換を行うために双方にZOOM環境を整えた。 L P K カルニアデワタ ・場所 カルニアデワタ会議室（インドネシア パリ） ・実施内容 ①法人の取組概要・福智町の概要に係る説明 ②対象介護施設の概要（各施設の特徴メリット 等） ・対象 カルニアデワタ日本語学校の学生35名 ・採用（予定）者数 5名 ・配置（予定）の事業所 デイサポート:2名、第2みろく園:2名、グループホームあかいけ:1名 ・説明者 採用担当者:3名 ・その他 説明会に使用する宣材を作成（施設ピーアール動画、施設紹介パンフレット（インドネシア語））
	令和7年11月13日	L P K L I N K ・場所 L I N K会議室（インドネシア パリ） ・実施内容 ①法人の取組概要・就労地域の概要に係る説明 ②対象介護施設の概要（各施設の特徴メリット 等） ・対象 L I N K日本語学校の学生30名 ・採用（予定）者数 2名 ・配置（予定）の事業所 みろく園:1名、きらり:1名 ・説明者 採用担当者:3名 ・その他 説明会に使用する宣材を作成（施設ピーアール動画、施設紹介パンフレット（インドネシア語））
(4) 海外現地での介護人材候補者に対する学習支援		
方法等	実施時期	内 容
現地日本語学校での学習支援	令和7年11月12日	海外現地（インドネシア）での介護人材候補者に対して、介護の日本語等の学習支援を実施。 L P K カルニアデワタ ・場所 カルニアデワタ教室（インドネシア パリ） ・実施内容 ①介護の日本語講座 ②介護技術・ボディメカニクス ・対象 海外現地での介護人材候補者:35名 ・学習支援者数 35名 ・説明者 学習支援担当者名:2名 ・その他 学習支援時に使用する教材準備（やさしく学べる介護のことば、やさしく学べる介護の知識・技術）
	令和7年11月13日	L P K L I N K ・場所 L I N K教室（インドネシア パリ） ・実施内容 ①介護の日本語講座 ・対象 海外現地での介護人材候補者:30名 ・学習支援者数 30名 ・説明者 学習支援担当者名:2名 ・その他 学習支援時に使用する教材準備（やさしく学べる介護のことば、やさしく学べる介護の知識・技術）

(5) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組		
方法等	実 施 時 期	内 容
専用端末での情報交換及び交流及び外国人介護人材受入モデルの検討	令和7年11月～	現地の通信環境を確認の上、職業訓練機関に専用端末を配置し、ZOOMを活用して福智町社福連と定期的に情報交換、交流を図り相互に親近感のある環境を作り、介護人材確保がスムーズに行われるように取り組みを行った。
	令和8年1月16日	事後研修の開催 実際にインドネシアに赴いた職員と管理団体アジア産業及び関係者で事後研修会を開催。以下の手順で協議を行った。 場所：福智町社協大広間 参加者数：12名 01：視察の目的の再確認 02：視察の概要（振り返り） 03：インドネシアにおける外国人介護人材の特徴 04：強みと課題 05：人材育成の実態 06：社福連受入での重要な視点 07：福智町の現状と課題 08：福智町モデル 09：まとめ
	令和8年1月20日	インドネシア L P K カルニアデワタとZOOMによる情報交換 場所：福智町社協大広間 参加者数：12名 L P Kカルニアデワタのスタッフと情報交換及びカルニアデワタの学生4名とインタビューを行った。
	令和8年2月19日	インドネシア L P K L I N KとZOOMによる情報交換 場所：福智町社協大広間 参加者数：11名 L P K L I N Kのスタッフと情報交換及びL I N Kの学生2名とインタビューを行った。
	令和8年1月～	福智町外国人介護人材受入モデル（別紙案）

R7 年度フードバンク実績表

N O	月 日	寄付いただいた方	差上げた方	主な物品
1	4 月 7 日	福圓寺様(方城)		飲料・お菓子
2	4 月 15 日		子供食堂（日王の湯）	お菓子
3	4 月 22 日	T 様（赤池）		砂糖・雑貨
4	4 月 26 日		日本語教室	お菓子・飲料
5	4 月 28 日	K 様（金田）		味噌・醤油
6	5 月 2 日		N 様（金田）	海苔
7	5 月 9 日		I 様（金田）	食品・調味料等
8	5 月 15 日		生活困窮者	麺類等
9	5 月 16 日	SY 様(赤池)		お菓子
10			生活困窮者(笑寿の森)	塩・スープ・素麺等
11	5 月 19 日	K S 様		パン粉 10 kg
12	5 月 20 日		子供食堂（日王の湯）	菓子等
13	5 月 21 日		SH 様(金田)	麺類・缶詰等
14		フェリシモお寺おやつクラブ		食品・菓子・飲み物等
15	5 月 23 日	K 様（赤池）		飲料
16	5 月 24 日		日本語教室	お菓子
17	5 月 29 日	K 様（金田）		味噌・醤油
18		久富商店		インスタントラーメン・菓子・飲料
19	6 月 5 日		NH 様(上野)	食品・菓子等
20	6 月 13 日	NPO・チャイルドケアセンター		食品・飲料・日用品等
21	6 月 19 日	K 様(金田)		精米 5 kg
22	6 月 28 日		日本語教室	お菓子・飲料
23	7 月 9 日	KS 様（金田）		お米（糧？）
24		生力ユカ園		トルトカレー(50 箱)
25			EM 様（くぬぎの里）	精米 5 kg
26	7 月 10 日	TU 様（神崎）		日用品のみ
27	7 月 11 日	NM 様(赤池)		麺・その他食品
28		NPO・チャイルドケアセンター		食品・飲料・日用品等
29	7 月 17 日	KM 様(赤池)		菓子・飲料・日用品等
30	7 月 22 日		HK 様(赤池)	トルト食品・麺等
31	7 月 23 日	福圓寺様(方城)		衣類等

32	7月29日		IM 様(伊方)	米・食品・菓子・飲料等
33	7月30日	K 様(金田)		醤油・麺
34	8月1日	KM 様(赤池)		お菓子・麺・飲料等
35	8月5日	Jk 様(上野)		生野菜
36	8月8日	匿名(?)		日用品(タオル等)
37		KM 様(赤池)		お菓子・飲料等
38	8月9日	生力ユーカリ園		カップ麺 50 個
39	8月12日	SY 様(赤池)		お菓子
40		MK 様(上野)		乾麺等
41	8月18日	HS 様(金田)		衣類等
42		匿名(上野)		生野菜(ピーマン)
43	8月19日	久富商店		お茶・飲料
44		福圓寺様(方城)		飲料・菓子等
45		セブンイレブン		飲料・菓子・カップ麺・日用品等
46			サマースクール	飲料・レトルト等
47	8月22日		ふれあい食堂	菓子
48	8月23日	AK 様(伊方)		調味料
49			日本語教室	飲料・菓子
50	8月26日	K 様(金田)		精米 5 kg
51			MT 様(伊方)	お菓子・レトルト食品
52	8月27日	チャイルドケアセンター		菓子・レトルト・飲料・日用品等
53	8月28日	国民共済 COOP		精米 5 kg × 4
54		浄土真宗田川中組		飲料・缶詰・菓子等
55	8月29日		MT 様(伊方)	お菓子・レトルト食品等
56		IS 様		コーヒー・菓子等
57	9月3日	匿名(?)		タオル・シーツ・衣類等
58	9月4日		母子学習支援	飲料・菓子等
59	9月5日	円覚寺様		菓子・飲料等
60		久富商店		海苔・ゼリー等
61		第二長寿園		ビスコ保存缶 90 缶
62	9月8日	KM 様(赤池)		菓子類・日用品
63			NM 様(弁城)	レトルト食品・缶詰等
64		生力ユーカリ園		飲料
65	9月9日	KI 様		味噌(樽) kg数不明
66	9月10日		母子学習支援	お菓子
67	9月12日	チャイルドケアセンター		お菓子・食品・飲料・日用品

68	9月12日		金田保育園	ビスコ保存缶 5 缶
69	9月16日	ST 様(金田)		自転車等
70		MK 様(上野)		食品・菓子等
71			子供食堂	菓子・飲料等
72	9月19日	IH 様(市場)		菓子等
73		KC 様(弁城)		団子粉 2 kg?
74			Y0 様(伊方)	食品・飲料・菓子等
75	9月22日		NF 様(伊方)	麺・食品・日用品
76	9月26日	KS 様(金田)		精米 5 kg
77	9月27日		日本語教室	飲料・菓子
78	9月30日		母子学習支援	菓子
79	10月2日	TY 様(伊方)		素麺
80	10月9日		初任者研修(事前学習)	菓子
81		生力ユーカリ園		うどん・スパゲティ
82	10月10日	チャイルドケアセンター		お菓子・食品・飲料・日用品
83		匿名希望		マカロニ・缶詰等
84	10月14日		子供食堂	菓子・飲料等
85	10月15日	円覚寺様		お菓子・ゼリー等
86	10月16日		初任者研修(事前学習)	菓子・カップ麺・飲料
87			母子学習支援	菓子
88		匿名希望		せんべい
89	10月17日	浄土真宗田川中組		飲料・菓子・缶詰等
90	10月18日		日本語教室	飲料・菓子
91	10月21日	匿名希望		アルファーマ 9 食分
92	10月23日		KH 様(赤池)	お菓子
93	11月6日	TY 様(赤池)		砂糖・日用品
94	11月10日	生力ユーカリ園		カップスープ・カップはるさめ
95	11月12日	N 様(神崎・福丸)		精米 30 kg・5 kg
96	11月14日		TM 様(神崎)	飲料・食料品・菓子等
97		チャイルドケアセンター		飲料・食料品・菓子・日用品等
98	11月18日		子供食堂	菓子
99			MM 様(伊方)	食品・米・飲料・菓子等
100	11月21日	KS 様(金田)		米・醤油・味噌

101	11月21日	IH様(市場)		お菓子
102		KK様(福智町)		衣類(下着等)のみ
103	11月30日		日本語教室	お菓子
104	12月2日		母子学習支援	菓子
105	12月5日	SS様(金田)		食品・飲料等
106	12月9日		Y0様(福智町)	米・食料品
107	12月10日	生力ユーカリ園		カップ麺40個
108	12月12日	チャイルドケアセンター		飲料・食料品・菓子・日用品等
109	12月13日		フレンドシップ MTG	お菓子・カップ麺等
110	12月16日		子供食堂	お菓子
111			母子学習支援	お菓子
112	12月18日		母子学習支援	お菓子
113	12月21日		日本語教室	飲料
114	12月22日	KM様(赤池)		お菓子
115	12月25日		地域食堂	食材・カップ麺・菓子等
116	12月26日		そよかぜ保育園	カップ麺等
117			ぎんなん保育園	カップ麺等
118	1月7日	KS様(金田)		米・味噌
119	1月9日	生力ユーカリ園		かた焼きそば麺40個
120		チャイルドケアセンター		飲料・食料品・菓子・日用品等
121	1月14日		MY様(弁城)	飲料・食料品・菓子等
122	1月15日		M様(伊方)	飲料・菓子等
123			母子学習支援	お菓子等
124	1月19日		NM様(弁城)	お菓子・カップ麺・食料品等
125	1月20日		子供食堂	お菓子
126			母子学習支援	カップ麺
127	1月28日		IM様(伊方)	お菓子・カップ麺・食料品等
128	2月5日		母子学習支援	お菓子等
129			WS様(赤池)	麺類・レトルト食品等
130	2月6日	IS様		飲料等
131	2月7日	光薫寺		お菓子等
132	2月10日	生力ユーカリ園		カップ麺
133	2月12日		ST様(伊方)	麺類・食料品等

134	2月13日	チャイルドケアセンター		飲料・食料品・菓子・日用品等
135	2月16日	OT様(神崎)		雑炊セット
136	2月17日		母子学習支援	お菓子等
137	2月19日		母子学習支援	お菓子等
138	2月26日	KS様(金田)		精米5kg
139	2月28日		日本語教室	飲料・菓子等
140	3月3日		母子学習支援	お菓子等
141	3月9日	久富商店		味のびたんD・茶
142		Ja様(上野)		生鮮(フロッピー)
143		生力ユーカリ園		インスタント拉麺・缶詰め
144	3月13日	チャイルドケアセンター		食料品・菓子
145	3月25日		子供食堂	マヨネーズ
146	3月27日	T様(赤池)		食用油・備品(盆提灯他)
147	3月27日	国民共済COOP		精米5kg×3
148	3月28日		日本語教室	飲料

令和7年度実績：食材等寄付件数 84件

食材提供件数 64件

地域に身近な相談事業相談窓口設置一覧表

	法人名	看板名	相談窓口種類
1	久和会	介護老人保健施設 笑寿の森	6 福祉なんでも相談
2		障がい者支援施設 赤池学園	3 障がいなんでも相談
3	伊方福祉会	在宅介護支援センター 田んぼ園	1 介護なんでも相談 2 認知症なんでも相談
4	筑豊福祉会	特別養護老人ホーム 第二長寿園	1 介護なんでも相談 2 認知症なんでも相談 5 生活困窮なんでも相談
5		第二長寿園デイサービスセンター	1 介護なんでも相談 5 生活困窮なんでも相談
6	宝福祉会	宝見保育園	4 子育てなんでも相談
7	サンヒルズふくち会	社会福祉法人 サンヒルズふくち会	1 介護なんでも相談 2 認知症なんでも相談 4 子育てなんでも相談 5 生活困窮なんでも相談
8	上金田福祉会	そよ風保育園	4 子育てなんでも相談
9	日王福祉会	母子生活支援施設くぬぎの里	4 子育てなんでも相談
10		グループホームくぬぎの里	1 介護なんでも相談 2 認知症なんでも相談 5 生活困窮なんでも相談
11	赤池福祉会	赤池保育所	3 障がいなんでも相談 4 子育てなんでも相談
12		上野保育所	3 障がいなんでも相談 4 子育てなんでも相談
13		市場保育所	3 障がいなんでも相談 4 子育てなんでも相談
14		中尾保育所	3 障がいなんでも相談 4 子育てなんでも相談
15	レープ福岡	ケアハウスひかり	1 介護なんでも相談
16	豊徳会	社会福祉法人 豊徳会	6 福祉なんでも相談
17		障がい者支援施設 みろく園	3 障がいなんでも相談
18		グループホームあかいけ	1 介護なんでも相談 2 認知症なんでも相談
19		地域支援センター	3 障がいなんでも相談 5 生活困窮なんでも相談 6 福祉なんでも相談
20		児童発達支援センターきらり	3 障がいなんでも相談
21		デイサポートみろく	3 障がいなんでも相談
22		ジョブサポートみろく	3 障がいなんでも相談
23		相談支援センター	3 障がいなんでも相談
24		障がい者支援施設 第二みろく園	3 障がいなんでも相談
25	方城福祉会	方城療育園	3 障がいなんでも相談
26	見真会	障がい福祉サービス事業所 振風苑	3 障がいなんでも相談 4 子育てなんでも相談
27	福智町社会福祉協議会	福智町社会福祉協議会	6 福祉なんでも相談
28	朝日会	障害者支援施設 西友苑	3 障がいなんでも相談
29		ケアホーム西友	3 障がいなんでも相談
30	福寿会	特別養護老人ホーム 方信園	1 介護なんでも相談 2 認知症なんでも相談
31		グループホームなごみの丘	1 介護なんでも相談 2 認知症なんでも相談
32	彦水会	金田保育園	4 子育てなんでも相談

赤い羽根自販機設置推奨事業

赤い羽根&寄付金付き自販機設置状況表

2025. 10. 1 現在

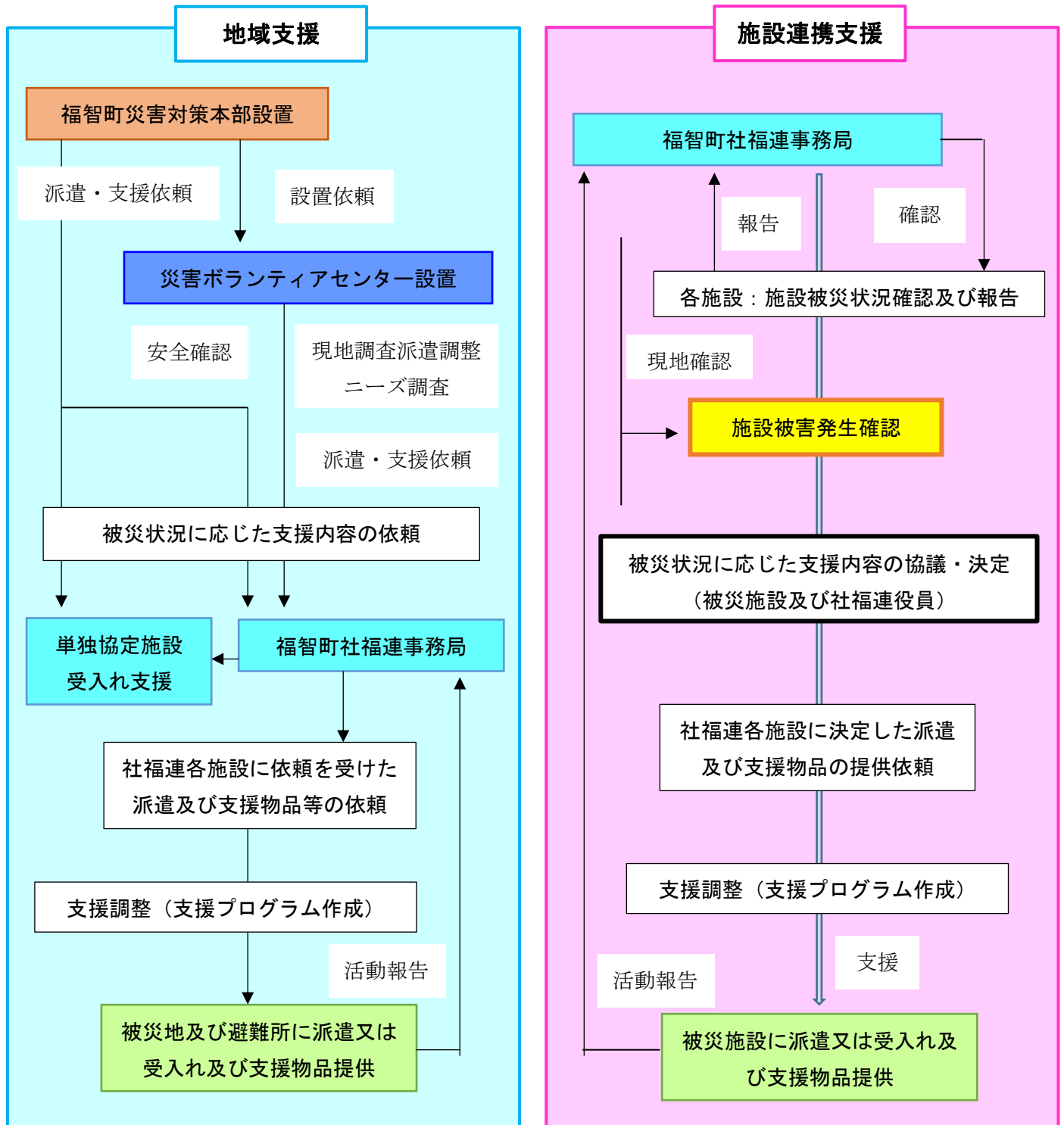
NO	設置者名称
1	福智町社会福祉協議会
2	ケアホーム西友
3	第二長寿園
4	ジョブサポートみろく
5	豊徳会本部
6	発達支援センターきらり
7	グループホームみろく
8	グループホームあかいけ
9	金田学園
10	新田川商運(有)
11	福智町役場方城支所
12	福智町金田分館
13	桑野アパート
14	豊徳会直売所
15	天然温泉日王の湯
16	親和園本社
17	親和園第二工場
18	久和会（笑寿の森、赤池学園）
19	方城療育園
20	豊徳会直方きらり
21	桑野生コン
22	伊方福祉会（田んぼ園）
23	筑豊地区トラック協会
24	慶寿園
25	西友苑
26	雀のお宿

●令和7年度設置件数 合計26台設置

【福智DWA T養成研修カリキュラム】

時間	内 容	講 師 等
11 : 00～ 11 : 05	●第 1 部 : 開会	会長あいさつ
11 : 05～ 12 : 30	●事務局説明 「災害派遣福祉チームの役割について」	福岡県社会福祉協議会 災害福祉支援センター
12 : 30～ 13 : 30	昼食休憩	
13 : 30～ 13 : 35	●第 2 部 : 開会	
13 : 35～ 14 : 35	●活動事例報告 「支援現場でチーム員に求められること」	【進行】 福岡県社会福祉協議会 災害福祉支援センター 【報告者】 福岡DWA T派遣チーム員
14 : 35～ 14 : 45	休憩	
14 : 45～ 16 : 30	●演習 「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動の実際」	【進行】 福岡県社会福祉協議会 災害福祉支援センター 【講師】 福岡DWA T派遣チーム員
16 : 30～	●閉会	

大規模災害発生



令和7年度 福智町社協ケアスクール介護職員初任者研修日程表				
研修日	研修時間	時間数	科目名	会場
10月21日(火)	8:30～9:00	0.5	○開講式	社協2階大広間
	9:00～10:30 10:40～12:10	3	1.職務の理解 ○多様なサービスの理解	社協2階大広間
	13:10～14:40 14:50～16:20	3	○介護職の仕事内容や働く現場の理解	社協2階大広間
10月23日(木)	9:00～10:30	1.5	2.介護における尊厳の保持・自立支援 ○人権と尊厳を支える介護 ○自立に向けた介護	社協2階大広間
	10:40～12:10	1.5	3.介護の基本 ○介護職の役割、専門性と多職種との連携 ○介護職の職業倫理	社協2階大広間
	13:10～14:40	1.5	○介護における安全の確保とリスクマネジメント ○介護職の安全	社協2階大広間
	14:50～16:20	1.5	4.介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ○介護保険制度 ○医療との連携とリハビリテーション ○障がい福祉制度およびその他の制度	社協2階大広間
10月28日(火)	9:00～10:30 10:40～12:10	3	9.心とからだの仕組みと生活支援技術 ○介護の基本的な考え方	社協2階大広間
	13:10～14:40 14:50～16:20	3	○介護に関するからだのしくみの基礎的理解	社協2階大広間
10月30日(木)	9:00～10:30	1.5	5.介護におけるコミュニケーション技術 ○介護におけるコミュニケーション	社協2階大広間
	10:40～12:10	1.5	○介護におけるチームのコミュニケーション	社協2階大広間
	13:10～14:40	1.5	6.老化の理解 ○老化に伴うこころとからだの変化と日常	社協2階大広間
	14:50～16:20	1.5	○高齢者と健康	社協2階大広間
11月4日(火)	9:00～10:30	1.5	7.認知症の理解 ○認知症を取り巻く状況 ○医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	社協2階大広間
	10:40～12:10	1.5	○認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ○家族への支援	社協2階大広間
	13:10～14:40 14:50～16:20	3	○介護に関するこころのしくみの基礎的理解	社協2階大広間
11月6日(木)	9:00～10:30 10:40～12:10	3	○生活と家事	社協2階大広間
	13:10～14:40	1.5	8.障がいの理解 ○障がいの基礎的理解 ○障がいの医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、関わり支援等の基礎的知識 ○家族の心理、関わり支援の理解	社協2階大広間
	14:50～15:50	1	○実習オリエンテーション	社協2階大広間
11月11日(火)	9:00～10:30 10:40～12:10	3	○快適な居住環境整備と介護	社協2階大広間
	13:10～14:10 14:20～15:20 15:30～17:00	3.5	○整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	社協2階大広間
11月13日(木)	9:00～10:00 10:10～11:10 11:20～12:50	3.5	○移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	社協2階大広間
	13:50～15:20 15:30～17:00	3	○食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	社協2階大広間
11月18日(火)	9:00～10:00 10:10～11:10 11:20～12:50	3.5	○入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	社協2階大広間
	13:50～15:20 15:30～17:00	3	○食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	社協2階大広間
11月20日(木)	9:00～10:30 10:40～12:10	3	○睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	社協2階大広間
	13:10～14:10 14:20～15:20 15:30～17:00	3.5	○排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	社協2階大広間
11月25日(火)～28日(金) (在宅サービス提供現場実習)	9:00～16:00 9:00～16:00	12	○整容に関する介護実習 3時間 ○移動・移乗介護実習 3時間 ○入浴・清潔保持に関する介護実習 3時間 ○排泄に関する介護実習 3時間	デイケア デイサービス
12月2日(火)	9:00～10:30 10:40～12:10	3	○死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護	社協2階大広間
	13:10～14:40	1.5	11.人権学習 ○高齢者問題をはじめとする人権問題	社協2階大広間
12月4日(木)	9:00～10:30 10:40～12:10	3	9.こころとからだのしくみと生活支援技術 ○介護過程の基礎的理解	社協2階大広間
	13:10～14:10 14:20～15:20	2	(生活支援技術演習)	社協2階大広間
12月9日(火)	9:00～10:30 10:40～12:10	3	○総合生活支援技術演習 (生活支援技術演習)	社協2階大広間
	13:10～14:10 14:20～15:20	2		社協2階大広間
12月11日(木)	9:00～10:30 10:40～12:10	3	10.振り返り ○振り返り	社協2階大広間
	13:10～14:10	1	○就業への備えと研修終了後における継続的な研修	社協2階大広間
	14:20～15:20	1	○筆記試験	社協2階大広間
	15:45～16:45	1	○閉校式	社協2階大広間

※日にちの変更はありませんが、科目の入れ替わりがある場合があります。

社福連の地域出前講座

福智町社福連の会員の持つ知識や技術、特技を地域住民のニーズに基づいて地域に出向いて講座を開催し、その知識等を地域住民に還元するとともに、施設や事業所と地域住民とのつながりを深めていく地域講座を地域における公益的な取組として行います。

講座希望者

- ①地域講座メニュー一覧から希望の講座を選ぶ。講座を組み合わせることも条件によっては可能
- ②地域講座の最低開催人数5名を確保する。
- ③地域の集会所や公民館等の利用許可や場所の確保を行う。
- ④上記が決まったら、社福連ホームページにある申込書に記入の上、社福連事務局（22-6631）に連絡する。

社福連事務局

- ⑤社福連事務局から希望講座の講師に連絡する。
- ⑥講座の講師の了承が得られたら、講座希望代表者に連絡する。

講 師

- ⑦講師から講座希望代表者に連絡し、日程調整及び準備するもの人数確認などの打ち合わせを行う。

地域講座開催

- ⑧地域講座終了後に講師より実施報告書を社福連事務局に提出する。

注意事項

- 講座の中には材料（材料費）が必要な講座があります。材料を準備していただくか、材料費を負担いただく場合があります。
- 講座での万が一の事故については、保険の範囲内での対応とさせていただきます。

地域講座メニュー一覧

No.1 バードセラピー

講師：芦馬謙二（豊徳会）

講座時間：1 時間程度

ペットとして飼育している小鳥が、人間の心を癒してくれるバードセラピー。実際にコンパニオンバード（セキセイインコなどの小鳥）を用いて、小鳥の生育に関するお話を交えながらバードセラピーを体験します。



No.2 バス釣り

講師：鈴木篤史（田んぼ園）

講座時間：1 時間程度

ブラックバスは日本各地の湖沼、河川に生息しています。バスフィッシングの魅力は、多彩なルアーや釣り方から、その日の最適なパターンを見出し、結果を出していく過程のゲーム性にあります。バスフィッシングの楽しみ方を伝授していきます。



No.3 手編み

講師：吉田泰子（第二長寿園）

講座時間：1 時間 30 程度

手編みはひとつひとつ思いを込めて作れるから素敵です。おうちで使えるキッチン雑貨から、身に付けられるファッションアイテム、実用的なバックや小物まで、色々なアイテムを手編みで作ることができます。今回は、初心者さんにおすすめな、手編みのアイテムを紹介していきます。



No.4 ちndonハモニカの紙芝居

講師：久富達也（笑寿の森）

講座時間：30 分程度

チンドン屋とは、チンドン太鼓などの演奏および諸芸や奇抜な衣装・仮装によって街を回りながら、指定した地域・店舗へ人を呼び込み、路上で宣伝する職業です。昔懐かしいチンドン屋の姿で登場し、雑談（紙芝居の内容に関連したお話等）をして、その後その時々の季節に合わせた紙芝居を行います。



No.5 メイクアップ

講師：繁永豊美（社会福祉協議会）

講座時間：1 時間程度

普段、皆さんが何気なくされている「お化粧」には、さまざまな健康効果があります。お化粧をすることで気が引き締まったり、ポジティブな感情になったりする方もいらっしゃるのではないのでしょうか。メイクによって身だしなみや自分の外見を意識するようになり、モチベーションや行動が活発になり、元気を与えてくれます。



No.6 やさしい日本語

講師：日本語教師 荒尾真由美（社会福祉協議会）

講座時間：1 時間程度

近年、技能実習生がこの福智町においても多くみられるようになってきました。外国人の方と接する上で、日本語教育に興味のある方又技能実習生や福智町在住の外国人の方で日本語をもっと学習したい方などを対象に簡単な日本語の基礎や希望する学習内容に応じて日本語講座を行います。



No.7 メッセージカード

講師：富田 茜（社会福祉協議会）

講座時間：1 時間程度

相手に自分の思いを伝えるのは中々難しいと思いませんか？
何度も読み返すことのできるメッセージカードは読み返すごにその思いが深く伝わってきます。メッセージカードを受け取った時に素敵なデザインだったらさらにハッピーな気分になります。
そんなメッセージカードの作り方をお話しします。



No.8 アコースティックギター弾き語り演奏

講師：渡辺征也（笑寿の森）

講座時間：30 分～1 時間程度

アコースティックギターの弾き語り演奏。
誰もが知っている楽曲で例えば「川の流れるように」、チューリップの「青春の影」、スピッツの「チェリー」等を演奏します。リクエストも 1 ヶ月前であれば準備いたします。
お子様が好きそうな童謡やオリジナル曲の演奏も行っています。室内又はそんなに広くない屋外であれば、簡単な音響は準備いたします。



不登校生（高校）の就労学習支援について （地域における公益的な取組み）

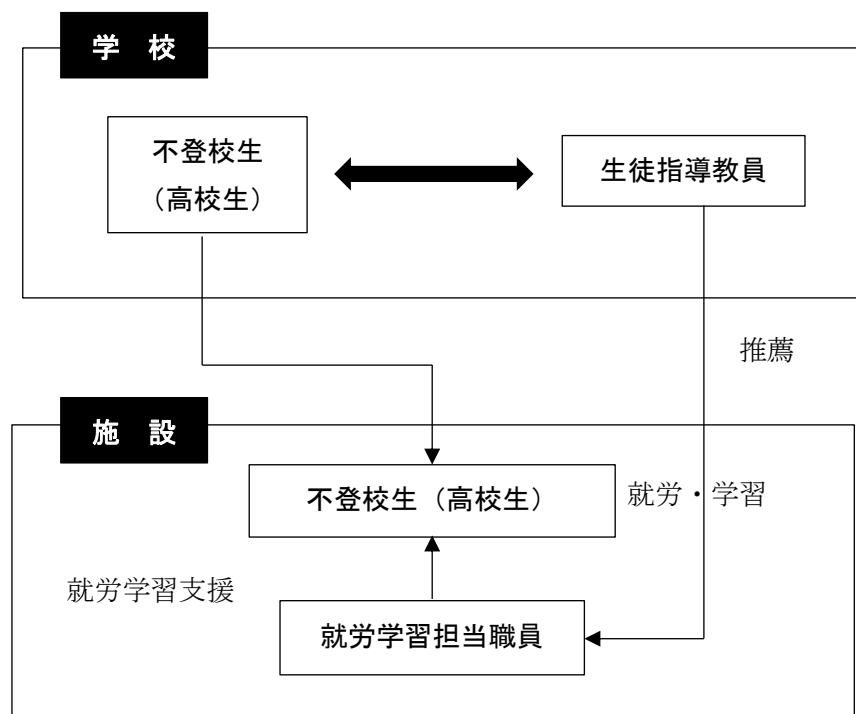
目 的：不登校には、分離不安型や情緒混乱型、甘え依存型、無気力型、人間関係型、ストレス神経型学習障害型など様々要因があります。その中で、福祉の仕事にあった不登校生を受け入れ、介護施設など学校と違った環境の中で就労や学習を行うことによって、高校卒業又は高校卒業程度の高校認定資格取得を支援し、あわせて介護人材の育成と人材確保を行うことを目的とした地域における公益的な取組として実施します。

対象者：以下の項目に該当する者

- ①不登校対応が必要な生徒中で生徒指導教員の推薦する者
- ②本人及び保護者の了承が得られる者

受入体制：希望する介護施設又は保育施設において以下の受け入れ態勢を整備する

- ①各施設において職員の中から就労学習担当職員を置く。
- ②学習室を確保する。
- ③就労メニューを作成し就労する。（最低賃金以上支給）
- ④高校認定資格教材等については事務局で準備する。



○不登校生のメリット

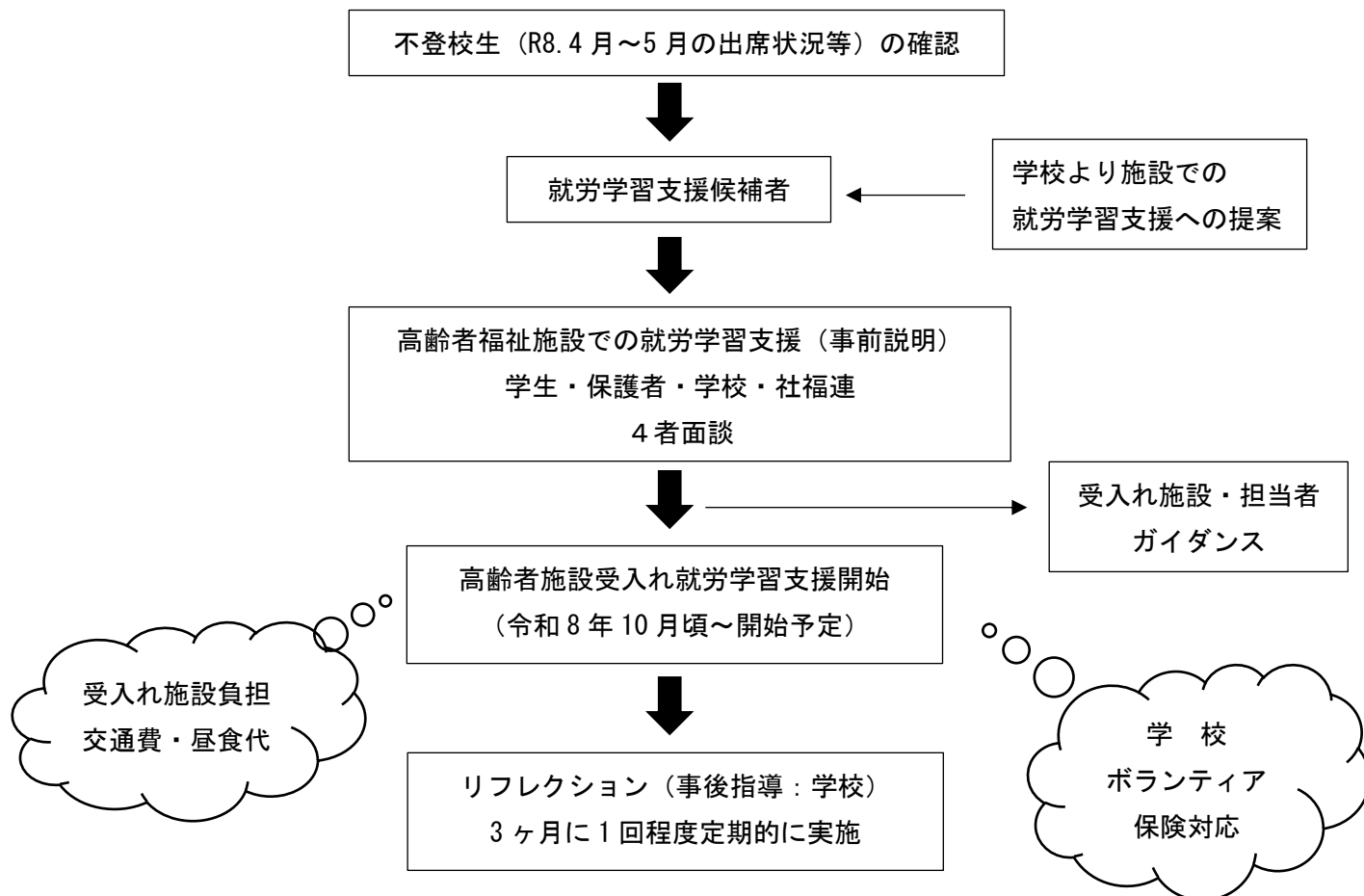
- ・働きながら社会への適応性を高められる。
- ・いくらかの賃金が得られる。
- ・高校卒業資格又は高校卒業認定資格を目指して学習する機会を得られる。

○法人のメリット

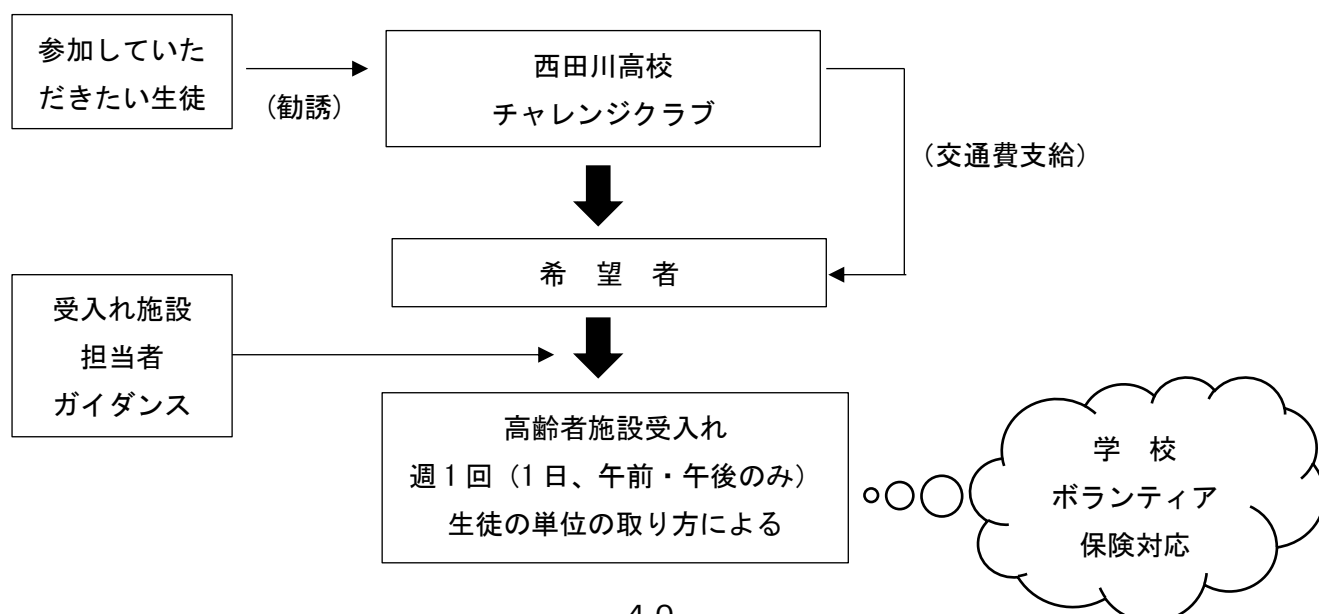
- ・地域における公益的な取組として貢献出来るとともに内容において注視される。
- ・人員が不足する業務を補うことができる。
- ・将来的に経験のある若いマンパワーとして雇用できる。

不登校生（高校）の就労学習支援事業の実施の概要

**ケース１：不登校対応が必要な生徒で生徒指導教員の推薦する者
（高校在籍者：単位取得化検討、状況によりアルバイト契約移行）**



**ケース２：キャリア形成支援プログラムによる週1回程度の就労支援を希望する者
（高校在籍者：単位取得）**



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGs17 の目標	福智町社福連 SDGs17 の目標
貧困をなくそう	生活困窮者をなくそう
飢餓をゼロ	栄養状態を改善しよう
すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を
質の高い教育をみんなに	福祉教育をみんなに
ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう
安全な水とトイレを世界中に	バリアフリーを実現しよう
エネルギーをみんなに そしてクリーンに	クリーンな地域をつくろう
働きがいも経済成長も	雇用機会があり、生きがいを持てる人生へ
産業と技術革新の基盤をつくろう	ICT で福祉・介護の効率化を
人や国の不平等をなくそう	人権を尊重し不平等をなくそう
住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを
つくる責任 つかう責任	リサイクル化を図ろう
気候変動に具体的な対策を	防災・減災に取り組もう
海の豊かさを守ろう	自然の豊かさを守ろう
陸の豊かさも守ろう	郷土の伝統を守ろう
平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に
パートナーシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、会員間の社会福祉に関わる業務の連携を推進し、地域における良質かつ適切な福祉サービスを行うとともに各会員の経営基盤の強化に資する等、会員の相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的として、次の事業を行う。

1. 地域に必要な福祉サービスの実施や福祉施設利用者の負担の軽減に資するための社会福祉事業
2. 福祉サービスの提供に関する地域公益事業
3. 福智町及びその他地域での被災者、被災世帯及び被災者における要介護者等に対する支援事業
4. 当法人の会員相互の情報交換及び交流に関する事業
5. 地域の福祉に関する需要を把握するための事業
6. 地域のまちづくりに対する支援・協力に関する事業
7. 当法人の会員間の連携による社会貢献事業
8. 当法人の各会員の社会貢献事業の実施状況の把握に関する事業
9. 当法人で把握・実施する社会貢献及び連携事業の周知・広告に関する事業
10. 成年後見制度に関する相談及び利用支援
11. 未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人並びにこれらの監督人の事務
12. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を福岡県田川郡福智町に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(会員)

第6条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

- ② 会員は、正会員と準会員から構成される。
- ③ 正会員と準会員の資格は以下のとおりとする。
 - 1 正会員は、福智町で社会福祉事業を行う社会福祉法人とする。
 - 2 準会員は、上記以外の法人とする。
- ④ この法人の議決権は、正会員のみが保有する。

(会費の支払義務)

第7条 会員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。

本会費は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)

第27条の経費とする。

(入社)

第8条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

- ② 正会員をもって法人法上の社員とする。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ②当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- 2 死亡
- 3 総会員の同意
- 4 除名

②会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。
この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

②社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

③社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、3人以上とする。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

②前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第20条 当法人の監事の員数は、1人以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第21条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第22条 当法人に理事長1人、副理事長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

②理事長は、法人法上の代表理事とする。

③理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

④副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

②監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

③任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第30条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第31条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第33条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

②前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第34条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第35条 当法人の剰余金は、これを一切配当してはならない。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福岡県田川郡福智町伊方638番地

社会福祉法人豊徳会

福岡県田川郡福智町金田958番地の6

社会福祉法人彦水会

福岡県田川郡糸田町4154番地の2

社会福祉法人筑豊福祉会

福岡県田川郡福智町金田1154番地の2

社会福祉法人福智町社会福祉協議会

（設立時の役員）

第38条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 芦馬謙二
設立時理事 金山文雄
設立時理事 吉田泰子
設立時理事 白石勝彦
設立時監事 香月 強
設立時監事 鈴木篤史

（設立時の代表理事）

第39条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

福岡県田川郡福智町伊方2477番地27
設立時代代表理事 芦馬謙二

（最初の事業年度）

第 38 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

（定款に定めのない事項）

第 40 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会を設立のため、設立時社員社会福祉法人豊徳会外 3 名の定款作成代理人である司法書士福丸奈々美は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 3 年 4 月 1 日

設立時社員 福岡県田川郡福智町伊方638番地
社会福祉法人豊徳会
設立時社員 福岡県田川郡福智町金田958番地の6
社会福祉法人彦水会
設立時社員 福岡県田川郡糸田町4154番地の2
社会福祉法人筑豊福祉会
設立時社員 福岡県田川郡福智町金田1154番地の2
社会福祉法人福智町社会福祉協議会

上記設立時社員 4 名の定款作成代理人
福岡県飯塚市本町 2 番 19 号

一般社団法人福智町社会福祉連携協議会法人後見運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会（以下「本会」という。）の行う法人後見事業について中立の確保並びに円滑な運営を図るため、本会に運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 前条の目的を達成するため、運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人後見の受任および辞任の申立てに関する審査
- (2) 本会の後見業務に対する監督、指導、助言
- (3) 成年被後見人等からの苦情申立に対する調査、調整および審査
- (4) 類型移行申立申請の承認
- (5) その他本会および運営委員会が必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 運営委員会は、7名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政関係者（経験者含む）
- (6) その他本会会長が適任であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し運営委員会を代表するものとするとともに運営委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、本会会長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数をもって成立する。ただし、あらかじめ書面をもって、委員会に付議される事項について意思表示をした者は、出席とみなす。
- 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 運営委員会は必要に応じ、特定の業務を委員に委託することができる。ただし、その業務を受けた委員は、業務内容について運営委員会に報告しなければならない。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、本会に置く。

(情報開示)

第8条 個人情報の観点から運営委員会に関わる資料は、非公開とする。なお、法令等に基づく開示義務がある他は、運営委員会が開示するかを決める。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職務を退いたあとも同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則 この要綱は、令和5年10月1日より施行する。

福智町災害派遣福祉支援チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人福智町社会福祉法人連携協議会（以下「社福連」という。）構成団体の相互協力のもと、大規模災害の発生時に避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等へ人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るため、医療・福祉専門職等で構成される福智町災害派遣福祉支援チーム（DWAT : Disaster Welfare Assistance Team）（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(チームの構成員等)

- 第2条 チームは別表に掲げる資格を有し、当該資格に係る実務経験がおおむね3年以上のもので構成し、1チーム当たり5名程度で構成する。
- 2 社福連を構成する事業者団体の会員施設・事業所等に勤務する者であって、チーム員として活動することについて、当該会員施設・事業所等の長から承認を受けた者とする。
 - 2 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。
 - 3 チームにおいて業務調整及び庶務等を行う人員として、福智町社会福祉協議会（以下「社協」という。）職員をチームに加えることができる。
 - 4 1チーム当たりの活動期間は、原則3日、最大5日間として、順次交代チームを派遣する。
 - 5 チーム全体の活動期間は、通常2週間程度とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

(チームの活動等)

- 第3条 避難所での避難者の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング。緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要な福祉支援につなぐ。
- 2 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援。
 - 3 福祉的な観点で避難所内の環境整備を行う。
 - 4 活動で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、活動で知り得た個人情報を目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

(チームの派遣等)

- 第4条 チームは行政機関からの支援要請、構成団体からの情報、被害状況等を総合的に勘案し、社福連の会長（以下「会長」という。）が必要と認めたときに派遣する。
- 2 チームの派遣範囲は、福智町及び近隣の市町村とする。但し会長が必要と認めたときは前記以外の地域も対象とすることができる。
 - 3 福岡県災害派遣福祉支援チーム（福岡DWAT）からの要請については、各法人及び支援登録者の判断とする。
 - 4 会長は、チームを派遣するときは、チーム員に派遣支援活動への参加を要請する。当該

チーム員が施設・事業所等に所属している場合は、その旨を当該施設・事業所等の長に通知し、所属職員の派遣について協力を求めるものとする。

5 前項の要請を受けたチーム員は、速やかに参加の可否を会長に報告するものとする。

6 会長は、前項の報告に基づいて派遣チームを編成し、チーム員に派遣を指示する。

(チームの指揮命令)

第5条 派遣チームが活動に従事する場合の指揮命令は、原則として、派遣チームの編成に当たって、あらかじめ指定したチームリーダーが行う。ただし、避難所等においては、その管理者の指示により活動するものとする。

(チームの活動報告)

第6条 チームの活動が終了したときは、その活動状況を「チーム活動報告書(様式1)」により会長に報告する。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難な場合はこの限りでない。

(研修及び訓練等)

第7条 社福連は、災害時の福祉支援活動等に必要な知識の習得及び技術の向上を図るため、チーム員を対象とした研修及び訓練を定期的を実施する。

2 チーム員の研修及び訓練への参加その他の経費については、当面、社福連が予算の範囲内において支弁する。

(登録)

第8条 結成されたチームメンバーは、福岡県災害派遣福祉支援チーム(福岡DWA T)への登録を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は令和6年1月1日から施行する。

2023. 1 GUIDE BOOK

Fukuchimachi Syafukuren

人と人が
つながって
可能性は
無限大

一般社団法人 福智町社会福祉連携協議会



01 地域公益活動連携協議会から一般社団法人へ

平成 28 年 4 月に社会福祉協議会会長が発起人となり、福智町で施設や事業所を経営する社会福祉法人に、連携協議会の設立に関する賛同と参加を呼びかけ、福智町の 21 の社会福祉法人に賛同いただき平成 28 年 6 月 7 日「福智町社会福祉法人地域公益活動連携協議会」が発足しました。その後、新たに新設された 2 法人と未加入だった 1 法人が加入し、福智町のすべての社会福祉法人が加入するに至りました。24 の法人が一つとなって地域における公益的な取り組みをおこなうとともに、地域住民の福祉の向上に向けて活動を続けています。また、事務の共同化を図り、24 法人町内 62 施設事業所、職員数 1,494 人というスケールメリットを生かした取り組みも進めています。さらに令和 3 年 4 月 1 日より「一般社団法人福智町社会福祉連携協議会」として法人化し、さらなる取り組みの連携協働の深化を図っています。



02 社福連会員法人一覧 社福連会員 24 法人 (福智町内の社会福祉法人加入率 100%)

社会福祉法人 慶寿会 福智町上野 3157-3 Tel:0947-28-5689 Fax: 0947-28-5749	社会福祉法人 久和会 福智町赤池 474-138 Tel:0947-28-6224 Fax: 0947-28-6244
社会福祉法人 赤池福祉会 福智町赤池 970-4 Tel:0947-28-2130 Fax: 0947-28-2130	社会福祉法人 福智会 福智町井城 4193-28 Tel:0947-22-1434 Fax: 0947-22-1434
社会福祉法人 豊徳会 福智町伊方 638 Tel:0947-22-7705 Fax: 0947-22-7706	社会福祉法人 福寿会 福智町伊方 2611-1 Tel:0947-22-4933 Fax: 0947-22-1959
社会福祉法人 菊陽会 福智町伊方 4448 Tel:0947-22-5177 Fax: 0947-22-6680	社会福祉法人 見真会 福智町伊方 4050 Tel:0947-47-3000 Fax: 0947-47-3300
社会福祉法人 伊方福祉会 福智町伊方 4227-2 Tel:0947-22-9077 Fax: 0947-22-9066	社会福祉法人 サンヒルズふくち会 福智町井城 3081-1 Tel:0947-22-1414 Fax: 0947-22-1881
社会福祉法人 万城福祉会 福智町井城 4193-15 Tel:0947-22-5888 Fax: 0947-22-5889	社会福祉法人 レーブ福岡 ケアハウスひかり 福智町伊方 2450-19 Tel:0947-47-3500 Fax: 0947-47-3501
社会福祉法人 宝福祉会 福智町金田 1336-2 Tel:0947-22-4435 Fax: 0947-22-4550	社会福祉法人 彦水会 福智町金田 958-6 Tel:0947-22-0435 Fax: 0947-22-0706
社会福祉法人 上金田福祉会 福智町金田 273 Tel:0947-22-3653 Fax: 0947-22-3825	社会福祉法人 全和会 飯塚市太郎丸一ツ木 499-1 Tel:0948-26-6620 Fax: 0948-26-6635
社会福祉法人 筑豊福祉会 第二長寿園 福智町金田 1257-2-1 Tel:0947-22-4080 Fax: 0947-22-3643	社会福祉法人 佳寿会 福智町神崎 708 Tel:0947-22-5529 Fax: 0947-22-6095
社会福祉法人 日王福祉会 福智町神崎 1056-114 Tel:0947-22-0280 Fax: 0947-22-7020	社会福祉法人 朝日会 福智町神崎 1533-151 Tel:0947-22-3939 Fax: 0947-22-6100
社会福祉法人 青空福祉会 京都府みやこ町上原 1011-4 Tel:0930-33-5571 Fax: 0930-33-5572	社会福祉法人 頼野児童福祉会 直方市頼野 2535-44 Tel:0949-28-1766 Fax: 0949-28-1776
社会福祉法人 ぎんなん会 福智町伊方 3958-1 Tel:0947-22-0253 Fax: 0947-22-6155	社会福祉法人 福智町社会福祉協議会 福智町金田 1154-2 Tel:0947-22-6631 Fax: 0947-22-6678

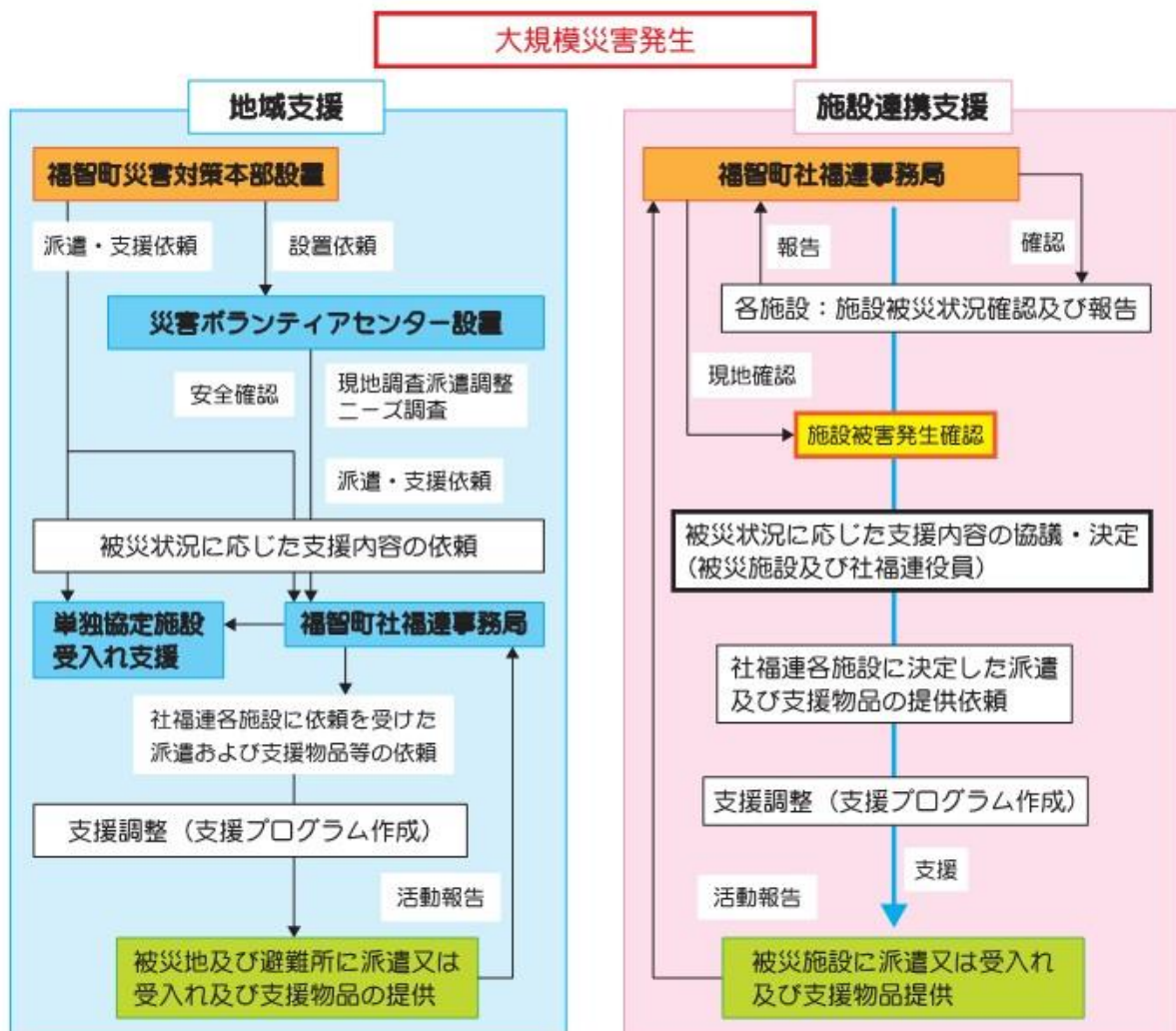
03 会員法人専門職資格一覧

社福連では多くの専門職が働いており、その知識や技術をあらゆる場面で地域において活用できる方策を検討しています。

NO	職種	合計	内訳	
			常勤	非常勤
1	保健師	1	1	0
2	正看護師	49	41	8
3	准看護師	64	49	15
4	社会福祉士	40	39	1
5	精神保健福祉士	12	12	0
6	介護福祉士	342	313	29
7	主任介護支援専門員	7	6	1
8	介護支援専門員	65	62	3
9	管理栄養士	16	16	0
10	栄養士	28	28	0

NO	職種	合計	内訳	
			常勤	非常勤
11	保育士	296	262	34
12	理学療法士	14	11	3
13	作業療法士	4	4	0
14	言語聴覚士	2	1	1
15	臨床心理士	5	4	1
16	防災士	4	4	0
17	歯科衛生士	3	3	0
18	調理師	73	63	10
19	社会福祉主事	63	62	1
20	その他	6	5	1
専門職合計		1,094	986	108

04 災害時支援連携イメージフローチャート



05 公益的な7つの取り組み

1 地域交流活動提供事業

地域に点在する施設においておこなう行事を地域のつながりの再生の場として捉え、特につなごりの薄い孤立者・引きこもり・障がい（児）・高齢者、及び要支援者と地域住民の交流の場を提供し、あわせて施設や事業所の地域交流の促進をおこないます。



- ① 各事業所で開催される行事の1つを地域住民の交流活動の場として開催。
- ② 交流活動行事カレンダー作成と町民への周知。
- ③ 行事を通じて地域住民のつながりの強化へ。

2 地域に身近な福祉相談窓口連携事業

地域に点在する施設や事業所に地域に身近な相談窓口を設置し、一時相談窓口として生活困窮者や認知症など地域の要支援者の相談又はその要支援者への支援について相談を受けるとともに、ゲートキーパーとしての役割も担います。また、相談内容に応じて他施設や関係機関へつなげ社福連を中心とした相談支援ネットワークの構築を図っていきます。現在 32 の施設・事業所に相談窓口を設置しています。

福祉なんでも相談所 (介護・認知症・生活困窮)

どなたでもご相談できます。
お気軽にご相談ください。



特別養護老人ホーム 第二長寿園

（事業所）福祉なんでも相談所（介護・認知症・生活困窮）
福祉なんでも相談所（介護・認知症・生活困窮）

- ① 各施設に「地域に身近な福祉相談窓口」を設置する。その対応については各施設の職員により対応する。
- ② 相談を受けた内容により、他施設や関係機関につなげる。（一時的相談窓口機能）
- ③ 適切なつながりがスムーズにできるように、社福連を中心とした相談支援ネットワークを構築する。
- ④ 相談窓口の手引きと社会資源リストの活用

5 災害時要援護者等支援事業

最近は大規模災害が所がまわず発生しているのが現状です。福智町でも福智山活断層があり、未曾有の大災害が発生しないとも限りません。福智町に点在する各施設の機能を活かし、安全と認められた地域の施設を福智町と協定を結び、近隣の生活避難所として指定し、避難住民の安全と生活の継続について支援をおこないます。必要に応じ対応可能な避難所への福祉的支援をおこないます。



- ① 災害時に生活避難所として活用する計画を福智町と協定し支援する。
- ② 災害時における地域住民の日常生活が継続できるよう日用品等の提供などをおこなう。
- ③ 避難が必要であり、介護が必要な要支援者への受入れ等の対応をおこなう。

6 地域バトロール推進事業

地域の要支援者の見守りは、地域でおこなうのが最も有効ですが、地域によっては見守り活動が成り立たない地域も存在します。そのためアウトリーチによる訪問活動が必要です。各施設で地域を回る業務の中で気づいたことを事務局へ情報提供します。特に要援護高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに見守りや支援活動をおこないます。



- ① 会員がハイリスクの高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに対して各施設の送迎等で地域を巡回する際に、見守りバトロールを合わせておこなう。
- ② 見守りマニュアルに基づき実施するとともに「気づきリスト」を活用し常に見守りのアンテナを張り実施。
- ③ 福智町 SOS ネットワークとの連携。

3 要支援者サポーター養成事業

今、認知症の方や身体障がい者の方また精神障がい者の方などの要支援者が地域において普通に暮らせる社会が求められ、ソーシャルインクルージョンによる取り組みの重要性が叫ばれています。そのためには、地域で要支援者を支える又は理解するサポーターを多く作り出すことが必要です。そのサポーターの養成を地域ごとに進め支援していきます。



- ・オレンジリング（認知症サポーター）= 2,800名
- ・ブルーリング（障がい者サポーター）= 26名
- ・ホワイトリング（子育てサポーター）= 40名

- ① 地域における要支援者を地域でサポートする体制を作り出すために、それぞれの状況に対応できる（又は理解する）サポーターの養成研修会を地域において実施する。
- ② サポーター養成事業の年間計画、実施施設や実施日の設定、各施設からの職員による講師候補や企画、進行役職員等の役割分担をおこない実行する。
- ③ 広報活動や各施設の近隣住民に声掛けし実施する。

4 子どもの居場所づくり・学習支援事業

子どもの学力向上に対する取り組みの中で、特に不登校やひとり親家庭に対する学習機会の確保が課題となっています。また、生活困窮世帯、ひとり親家庭や不登校児を中心に子どもの居場所づくりの必要性が叫ばれており、居場所づくり（子ども食堂含む）、交流活動、学習支援を法人の施設内でおこなうとともに、入所者との交流もおこないながら子どもたちの健全な育成を支援していきます。



- ① 学校と施設利用者との交流活動をおこない、学習意欲を高めるような取り組みもあわせておこなう。モデル的に実施し支援。
- ② ひとり親家庭や閉じこもり傾向にある児童等を施設の一室を利用し、居場所づくりをおこなう。

7 フードバンク及びフードファミリー事業

フードファミリーとは、食材等を提供していただける地域住民のことで、事前に登録していただき、生活困窮者等の事例が発生した場合にご連絡を差し上げ、提供をしていただいた食材等を即時に生活困窮者等に提供するシステムのことです。フードバンク及びフードファミリーの管理運用は、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会と福智町社会福祉協議会がおこないます。



詳しくは社福連HP内のフードファミリーのページをご参照ください。

- ① 個人会員
地域住民でフードファミリーのおこなう活動の趣旨に賛同し、食材等の提供をしていただける個人の方。
- ② 法人会員
地域の企業・商店・施設等においてフードファミリーのおこなう活動の趣旨に賛同し、食材等を提供していただける法人。

種 別	フードバンク	フードファミリー
提供いただける食材	保存期間が6ヶ月以上ある食材	保存期間が概ね1週間以上ある食材
食材提供の受付	常時受付	必要時に登録会員にお知らせ
食材等の保管	福智町社会福祉協議会で保管	必要時に登録会員より提供
メリット	在庫がある為迅速に提供できる	1. 提供いただける食材の幅が広がる 2. 必要なものをダイレクトにお願いできる（指定が可能） 3. 食材を保管しなくてよい 4. 提供する側の充実感がある
デメリット	随時出てくる保存切れの食材の対応	食材のチェック

1 個人情報を含む書類の合同処分 及びリサイクル活用の取組み

保存年月の過ぎた個人情報を含む書類の破棄は、比較的手間がかかります。事務作業の手間を省き、個人情報が守られ確実に溶解処理し、また合同で行うことにより1個あたりの処分料金のコストダウンが可能となるとともに、廃棄物のリサイクル（トイレトーパー）による環境保全にも貢献する取り組みです。



※ 令和2年9月実施
処分数実績 446箱
重量 8,360 kg 1箱 300円
トイレトーパー 68,970個
相当にリサイクル

2 合同人材募集

個別ではなかなか確保することが難しい福祉業界での人材難を解消する方法の一つとして、合同による人材募集を行い、事務の効率化と効果の向上を図ります。第1回目の募集では求人チラシを発行し町内世帯（8,300世帯）へ全戸配布。第2回目の募集では町内世帯への全戸配布とともに福智町中心部から半径10キロ県内において大手新聞4社への折り込みやフリーマガジンH e nに求人ページを掲載しました。現在は年4回最新の求人募集を町内全世帯へ配布しています。



詳しくは社福連HP
内の人材求人情報の
ページをご参照くだ
さい。

3 外国人介護人材確保基盤整備事業 技能実習生との面談（フィリピン）

外国人介護人材確保基盤整備事業として、社会福祉法人が運営する介護施設・事業所の介護労働者不足は喫緊の課題です。将来を見通してグローバルな視点から外国人介護人材の活用における安心安全な受入れ体制づくりを進めています。



※ 現在、登録支援機関と連携
して特定技能外国人の受け
入れをおこなっています。

4 ICTによる法人連携の推進

24の会員法人の連携強化を図るために、国の補助金を活用しICTを活用した法人間連携を進めています。各法人に専用パソコンを配置するとともに、サイボウズのkintone及びLINEWORKS、LINE公式アカウントを活用したシステムを構築し連携が行えるよう、運用訓練を行いながら会員間の情報共有（リモート相談、フードバンク在庫確認、施設利用状況など）やLINEから会員間や住民、生活困窮者への情報提供ができるなどICTを活用して様々な運用を行っています。

6 経費削減に関わる合同電力割引交渉

各法人の経費削減について、電力会社による高圧電力契約施設における割引交渉をおこない、「大規模特約割引契約」を実現しました。現在電力会社と高圧電力契約している法人（施設）については割引率を契約施設ごとに電力会社から提示していただきました。低電力契約をしている法人（施設）は今回の割引の対象としていませんが、今後低電圧電力についても割引を検討していただく予定です。社福連全体で年間約1,500万円の経費削減が見込まれました。しかし現在は、電力供給不足から割引も厳しい状況ですが、節電契約で一時金など新たな提案を受けています。

5 共同購入品目の調査

福智町社福連24法人による共同化によるスケールメリットを生かし、各法人が消費する消耗品や生活用品、食材等を高品質で低価格で共同購入することができるものがあるのか調査をおこない、経費の削減や事務の効率化を図ります。

7 合同接遇研修

新人職員研修や接遇研修など各法人で企画する研修を、社福連で企画し合同開催します。合同でおこなうことにより、他施設の職員と知り合えたり、講師謝金や会場費などの各種費用を削減することができます。

07 その他事業

赤い羽根自動販売機設置推進事業

福智町社福連では、会員の施設や事業所また関係する企業そして福智町の協力をいただきながら、赤い羽根自販機の設置を推奨し、赤い羽根自販機による寄附金を活用して、構成会員からの会費とあわせて公益的な取り組みの財源としています。



- ① 福智町では現在、寄附付き自販機を 27 台設置済み。
- ② 令和 3 年度実績

年間販売数	50,557 本
売上金額	6,066,840 円
寄附金額	610,823 円

※自販機での寄附額実績全国第 1 位に（福智町第二長寿園）

ふくおかライフレスキュー事業

生活困窮者の命と生活を守る伴走型支援として、「今日明日食べるものがない」「電気・ガス・水道が止められた」「失業した」「虐待やDVを受けている」など、地域で暮らす様々



な方からの相談に、各施設に配置されたサポーターが実際に現場に行き、自分の目と耳で確認しながら対応し、各種制度やサービスに繋ぐ等、生活が安定するまでの支援をおこないます。また、緊急の場合は食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物支給）もおこないます。

地域買い物支援事業

日常的な買い物に不便を感じている方を支援するため、社福連会員法人の周辺地域の高齢者で希望する方を、集会所（または高齢者の自宅）からスーパーまでをデイサービス送迎車等で無料送迎する事業です。令和 3 年度からモデルケースとして、「伊方福祉会」で実施しています。地域の方々とつながっていくためにも、今後は会員法人に少しずつ広げていくように計画しています。

相談窓口の手引きと社会資源リスト作成活用



- （左）社会資源リスト
総ページ数 204 ページ
- （右）相談窓口の手引き
総ページ数 172 ページ

課題に応じた各種研修会の開催



福智町社福連 HP



08 今後の展望

法人後見事業の学習と実施体制の整備

福智町社福連では、今後必要性の高くなる事業として法人後見事業の実施に向け取り組んでいます。会員である福智町社会福祉協議会がおこなう日常生活自立支援事業と連携するとともに、地域住民や福祉関係団体と連携しながら、ご本人を中心としソーシャルサポートネットワークをつくります。職員がご本人に適した支援方法を考え、社福連会員や福祉関係機関と協力しながら利用者を支援していきます。また、法人後見の特徴として、後見実務担当者が交代しても長期にわたって一貫した本人支援ができます。複数の後見実務担当者がいるため、本人に適した担当者を置くことが可能です。また組織として培った様々な地域連携ネットワークを本人支援に活かせる法人後見事業の体制づくりを進めています。

災害時支援への取り組みの強化

福智町独自の災害福祉支援チーム（福智DWAT）の設置を検討していきます。

地域人材派遣事業（地域出前講座）

社福連会員の中には、専門的知識や技術を持った方や特技を持った方、趣味が高じて博士的な知識や技術を持った方などがあり、その知識や技術を地域の要望に応じて地域住民に還元する事業です。

介護従業者養成

介護従事者の確保はこの法人・施設も大きな課題です。人材が定着するためには、育成から行う方が高い定着率であることから、介護職員初任者研修実施機関として県の指定を受け、介護従事者の養成を行うよう計画しています。

B to B による企業間契約モデル

今後は施設と個人との取引（B to C）とあわせて施設と企業との取引（B to B）について、新たな契約モデルを模索していきます。

